

ることを示したるものなり是れ蓋し事實なければ犯罪所爲の何たるを知り得ざるのみならず法律の理由を付せざれば如何なる法律により處断したるものなるかを知るを得ず又判事は心證によりて裁判するときは云へ其心證の基礎となりたる材料なきを得ず故に此材料即ち證據をも明示するを要するものなり  
事實の理由とは假令ば謀殺罪に付て單に人を殺さんと謀りて記するのみにては未だ十分なりと云ふを得ず先づ謀りたる事情及び其計畫の時日決行の時日をも記載せざるべからざるが如し

法律上の理由とは即ち適用したる法律の正條の謂にして加減をなしたるときも亦適用したる法律を記載すべきなり

以上は是れ刑の言渡の場合なりと雖も其無罪免訴の言渡をなすに當ても亦其理由を明示すべしとは本條の命する處なり但此場合は其事實を記するのみにて宜し證據は記載せずして可なり而して法律上の理由は判決の基礎となるものなれば之を明示せざるべからず

第二百四條 判決ノ言渡ハ辯論ヲ終リタル後即日又ハ次ノ開廷

日ニ之ヲ爲ス可シ

判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決ノ言渡ト同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

判決の言渡は辯論を終りたる後即日又は次の開廷日になすは判決を可成迅速になすの精神なり即ち無罪人は一日も早く青天白日の身たらしめ有罪の人は一日も早く刑の執行に服せしめ以て刑罰權の實效を期するなり

判決言渡は主文の朗讀により之をなす判決主文とは被告某を何々の刑に處すこと云ふが如きを指すものにして其理由の如きは主文の如く必要ならざるが故に之を朗讀するも朗讀せざるも亦可なり

第二百五條 判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、其事件ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載シ判事、裁判所書記共ニ署名捺印ス可シ

本條は判決原本に記載すべき條件を定めたるものにして即ち(一)裁判を下したる裁判所(二)年月日(三)其事件に干かりたる檢察の官氏名を記し判事書記は共に之に署名捺印すべきなり

第二百六條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄本ヲ求ムルコトヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタルトキハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

是等の書類は當然訴訟關係人に下付するにあらすして其請求を俟て始めて之を下付すべきものにして其費用に至ては訴訟關係人之を辨償せざるべからず若し上訴の爲め之を求むるときは特に廿四時内ニ之を下付すべし是れ上訴は短期の期間になすべきものなるを以て如此規定を設けしものなり

第二百七條 對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ告知シ又闕席判決ニ因リ刑ノ

言渡アリタルトキハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ  
若シ其告知又ハ記載ヲキトキハ更ニ其通知アルマテ上訴及ヒ故障期間ノ經過ヲ停止ス

是等は皆被告人に對する注意として記載すべきなり若し是等の記載なきときは更に其通知ある迄上訴及故障期間の進行を止むるものなり

第二百八條 裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ

第一 公ニ辯論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコト及ヒ其事由

第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述

第三 證人、鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓

(第四編 公判 第一章 通則)

百八十四

ヲ爲サ、ルトキハ其事由

第四 證據物件

第五 辯論中異議ノ申立アリタルコト、其申立ニ付キ檢事其他訴訟關係人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判

第六 辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述ヒシメタルコト

第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル事項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載ス可シ

辯論數日ニ涉ルトキハ其旨及ヒ同一ノ判事出席シタルコトヲ記載ス可シ

辯論中補充判事ヲシテ代ラシメタルトキハ其旨ヲ記載ス可シ

此二條は公判始末書に記載すべき事項を定むるものなり

公判始末書とは書記が公庭に立會ひ親しく見聞したる事柄を記載するものにして其重なる必要ある場合は判決に付き上訴ある場合とす假令は前判決は訴訟手續に違背したりとて上訴したるが如き果して訴訟手續に違背したるや否やは公判始末書によらざれば知るを能はざるを以てなり

第二百九條末項に所謂補充判事とは構成法第二百十條の規定により任命せらるる者にして審問中或判事の疾病其他の事故により引續き參與するを得ざる場合に之に代り審問及裁判に與る者を云ふなり

第二百十條 公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整頓シ裁

判長及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ

裁判長ハ署名捺印ヒサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見アルトキハ其紙尾ニ記載ス可シ

公判始末書を整頓するには多少の時日を要するが故に三日の猶豫を與へたり  
公判始末書は裁判所書記之を作り裁判長と共に署名捺印して之を正確ならしむる

(第四編 公判 第一章 通則)

百八十五

が故に文書偽造の訴ある迄は其記載したる事項は皆真正のものに推定せられ十分の證據力を有するものなり

第二百一十一條 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ訴訟記録ニ添付シ其裁判所ニ保存ス可シ若シ上訴アリタルトキハ之ヲ上訴裁判所ニ送付ス可シ

本條は判決書及公判始末書の保存方に係る規定にして之を第一審裁判所に保存するは原本の所在を一定せんが爲めにして若し之を一定せざるときは或は喪失の虞なきにあらざればなり故に上訴あれば之を上訴裁判所に送付すべきも上訴完結の後には上訴審に於て下したる裁判の謄本と共に第一審裁判所に還付すべきものなり

### 第二章 區裁判所公判

本章は二十三條より成り特に區裁判所公判に關する法則を定めたるものなりと雖も亦之れ一の通則にして其第三章に規定なきものに限り地方裁判所の公判にも準用せらるゝものなり

第二百十二條 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル違警

罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理ス

第一 檢事ノ起訴アリタルトキ

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタル

トキ

凡そ刑事の公判は裁判所の公訴を受理するに始まり檢事被告人及判事の出庭によりて開かれ判決言渡を以て終了するものにして本條は其第一着たる公訴の受理を示すに在りて即ち左の如し

(一) 檢事の起訴ある時 是れ訴なきに受理すべき筈なきが故なり

(二) 豫審判事又ハ上級裁判所より事件ヲ移す裁判ありたる時 (一六六條) (一八

五三條) 區裁判所事件は豫審を求めざるを本則とす雖も其事件の果して區

裁判所に屬するものなるや否やは一定の取調をなしたる後にあらざれば分明ならざるもありと已に余が前に述たる處なりとす又地方裁判所控訴院大審院の如き區裁判所の上級裁判所より事件ヲ移す裁判あれば區裁判所に於て公訴を受理すべ

きは當然なり

第二百十三條 檢事ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ニ對シ呼出狀

ヲ發ス可キコトヲ裁判所ニ請求ス可シ

裁判所ハ裁判所書記ヲシテ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發セシム可シ

公判に於ても亦被告人の訊問は必ず之をなすべきが故に先づ被告人を呼出さざるを得ず其之を呼出すは檢事之が請求をなし裁判所は呼出狀を以て被告人を出頭せしむるなり然れども呼出狀に應ぜざるか又呼出狀を送達したる爲め被告人逃亡する如き恐ある故に法律は第百七十八條の規定を設けたり

第二百十四條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名、職業、住

所、出頭ノ日時、場所及ヒ被告事件ヲ記載シ且被告事件違警罪

又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ナルトキハ代人ヲシテ出頭セシムル

コトヲ得ヘキ旨ヲ記載ス可シ

若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其事件ニ付キ

取調ヲ受ケサリシトキハ辯護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムル

コトヲ得

呼出狀に被告人の氏名職業住居を記載するは其人違なきが爲めにして出頭の日時場所を記載するは之を知らしむる爲めなり其被告事件を記載するは其呼出の事件を知り辯護の準備をなさしむるを目的とす又被告事件にして違警罪又は罰金に該るべき輕罪なるときは代人を出頭せしむるを得る旨を記載するは其代人を許すの旨趣を貫徹し被告を保護するに在ればなり

若し此等の條件中被告事件の記載なくして未だ其事件の取調を受ざりしときは辯護準備の爲め二日の猶豫を求むるを得れども其他の條件を欠きたるときは明文なけれども被告人に於て之が受取を拒むるを得べし然れども一旦受取りたる以上は後日其欠漏を理由として不服を唱ふるを得ずと云ふを通説とす

第二百十五條 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫

アル可シ

呼出狀の送達と被告人出頭との間少くとも二日の猶豫を興ふる所以のものは其理由に二個あり(一)被告人に辯護の準備をなさしむる爲め(二)被告人に家計上の便を得せしむる爲め是なり

第二百十六條 判事ハ豫審ヲ經サル被告事件急速ヲ要スルトキハ公判ニ取掛ル前檢證處分ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ノ立會ヲ要セス

訴訟に關する證據を蒐集するは一に訴訟關係人に於てなすべきものなれども刑事の裁判は眞正の事實を得るを主となすが故に特に豫審判事をして之をなさしむる雖も豫審を経ざる被告事件にして其公判前に證據の湮滅を防止する爲め急速檢證處分を要するとあるに於ては公判々事に其處分をなさしむるものなり

第二百十七條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ又呼出ヲ受ケスシテ出頭シタル者ト雖モ異議ノ申立ナキトキ

ハ裁判所ニ於テ證人トシテ其供述ヲ聽クコトヲ得

證人の呼出に至ても呼出狀の送達と出頭との間少くも二十四時の猶豫を興へざるべからず而して呼出を受けずして出頭したる者あるときは檢事被告人證人の異議なきに於ては之を證人となすを得べし

所謂呼出を受けずして出頭したる者は假令ば傍聽の爲め出廷したる者の如きを云ふ

第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、出生ノ地ヲ問フ可シ

檢事ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

判事は先第一に被告人に氏名年齢身分職業住所及出生の地を訊問し以て被告人の人違なきや否や再犯にかゝるや否や刑法上の宥恕を興ふべきや否やの點を審明するが爲めなり

身分の訊問終れば檢事は本案の事實を陳述す是れ檢事は公訴の原告官にして舉證の責に任ずる者なればなり

第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問ス可シ  
必要ナル調書其他證憑書類ハ書記ヲシテ朗讀セシメ又證人ノ  
供述ヲ聽キ其他證憑ノ取調ヲ爲ス可シ  
若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事原告人ノ異  
議ナキトキハ他ノ證憑ヲ取調フルニ及ハス

前條により原告官たる檢事の事實の陳述終れば更に被告に其事實の如何を訊問す  
是れ辯護權の結果なり何となれば檢事の陳述のみを聞き直に其提供したる證憑若  
くは豫審判事の蒐集したる證憑により處斷す可すれば被告は其辯護權を行ふに由  
なければなり

第二項の必要なる調書其他證憑書類とあるは判事が其處斷の材料となすべき書類  
を云ふ而して之を朗讀せしむるは法律の命する所なるが故に若し朗讀せしめざる  
證憑書類を以て處斷の證據となすに於ては其處斷たるや法律に違背するものと云  
ふべきなり

凡そ刑事に在ては判事は自由に其職權を以て種種の證憑を取調ぶるを得るも雖

も區裁判所事件に付ては被告人の自白あれば檢事民事原告人の異議なきときは最  
早他の證據を取調ぶるに及ばざるなり是れ成るべく訴訟手續を運用するの簡易な  
らんとを欲すればなり

第二百二十條 證憑調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意  
見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ其辯護人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

檢事、被告人及ヒ辯護人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコトヲ得但辯論  
ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ供述セシム可シ

判事事實の取調を終れば茲に辯論に移るものにして辯論に於ては檢事先づ被告  
事件の存否證憑の如何等に付き意見を陳述し被告人及辯護人之に答辯し如此し  
て檢事と被告人及辯護人との間に交互に且つ辯論且つ争ふを得るなり

本條に所謂法律の適用とは特に刑の適用のみを云ふにあらずして免訴無罪若くは  
管轄違等に関する一切の法律適用をも亦包含するものと知るべし

事實及法律の辯論終結するに際しては必ず被告人若くは辯護人をして最終の供述

をなきしむ是れ最終に陳述したる事は能く衆人の耳に存し居るを以て被告人の利益を保護し遺憾なからしめんが爲めなり

第二百二十一條 公訴ニ付キ辯論終リタル後民事原告人ハ被害ノ事實ヲ證明シ且私訴ニ付其請求スル所ヲ陳述ス可シ  
被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

先に説明せしが如く私訴は公訴に付帶して刑事裁判所になすことあり此とき刑事裁判所は公訴の辯論終りたる後民事の原告即ち被害者其事實を證明し且つ其請求の陳述をなす而して被告人辯護人及民事擔當人は各之に答辯をなす之を公訴の辯論終りたる後になす理由は錯雜を避けんと欲してなり

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ若シ被告人拘留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ノ場合ニ於テ拘留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前拘留

狀ヲ存シ又ハ新ニ拘留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

公判に於て判事の言渡す判決に四種ありて本條は其第一種を示せり即ち管轄違の言渡是なり (判決四ありと云ひ其第一を云々の言渡と云ふは少しく語をなきは言渡の本體なり) 如しと雖も二者別異のものにあらず言渡は判決の作用にして判決は

若し自己の管轄に屬せざるとを知りたるときは管轄違の言渡をなすものなり此場合に於て被告の拘留を受けたるときは放免の言渡をなす是れ其管轄にあらざる言渡をなす以上は其以前の手續も亦無効なるべければなり  
然れども其拘留を免するは危険なきにあらず即ち或は逃亡の恐あるか或は證據を湮滅するの憂ある如き場合は必ずしも之を放免するにも及ばざるなり何となれば管轄違を言渡すは只其管轄にあらざるを以て之を裁判するを得ずと云ふのみにして無罪なり免訴なりと云ふにあらざれば其拘留をなし置くも敢て不當にあらざればなり其拘留をなすには已に拘留狀を發しある場合に於ては之を存し未だ拘留狀を發せざりし場合に在ては新に拘留狀を發するなり

第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ證據



十分ナルトキハ判決ヲ以テ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ  
言渡の第二種は即ち刑の言渡なり刑を言渡すには被告事件が其管轄に屬し且證憑の十分なるべきならざるべからず

第二百二十四條 犯罪ノ證憑十分ナラス又ハ被告事件罪ト爲ラサルトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又第六十五條第三號以下ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免許ノ言渡ヲ爲ス可シ

言渡の第三種は無罪の言渡にして言渡の第四種は免許の言渡なり必ず無罪の言渡をなすは犯罪の證憑不十分なるときは被告事件罪ならざる場合との二なり被告人の人違なる場合の如きは證憑不十分の中に入るべきものと信ず  
免許の言渡をなすは第六十五條第三號以下の場合に於てするものなり

第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額ノ多寡ニ拘ハラズ判決ヲ爲ス可シ

凡そ裁判所に於て公訴に付き無罪免許の言渡をなすも亦刑の言渡をなすも何れの

場合に於ても私訴に付き裁判をなすものなり(四條五條 然れども管轄違の言渡をなすときは本案の裁判をなすものにあらざるが故に私訴の裁判も亦之をなすを得ざるなり)

第二百二十六條 呼出ヲ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ其代人公判ノ期日ニ出頭セサルトキハ檢事ノ請求スル所ヲ聽キ闕席判決ヲ爲ス可シ

私訴關係人出頭セサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ闕席判決ヲ爲ス可シ

第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人出頭セスト雖モ豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證アルニ非サレハ闕席判決ヲ爲ス可カラス  
豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能ハサル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其期間ニ被

告人出頭セサルトキハ闕席判決ヲ爲ス可キ告知書ヲ其親屬又ハ其本籍若ハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス可シ若シ其本籍若ハ最後ノ住所ノ地分明ナラサルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁判所ノ掲示板ニ貼付シテ公示ス可シ  
本條以下數條は欠席判決に係る規定なり

元來訴訟の審理は原被兩造の辯論政拒を聞き之を判決するを本旨となすに在りて  
彼片言を以て獄を斷するが如きは審理の實に協なはざるものなり故に必ず雙方  
(刑事にありては) 出廷したる上にて雙方の言ふ所を聞き其當否を判斷すべきもの  
檢事は被告人) なり然れども往々或は其己れが出席せざるに於ては裁判所は審理をなすと能はざ  
ることを知りつゝ自ら好で出廷せざるときは裁判所は止むを得ず訴訟の進行を停  
止するととなり大に不都合を生ずべし故に茲に便法を設け以て若し出席すべき筈  
なる者が出席せざるときは欠席の儘裁判をなすとせり所謂經を捨て權に就きた  
るもの乎然れども要するに此手續は辯護權を被告に與へたる本法の主旨に對する  
例外法たるを免れざるなり

刑事裁判所の言渡す欠席判決に二種あり

其一種私訴の欠席判決 是れ民事訴訟法の規定に従ふべきものなるを以て  
之を同法に譲る

其二種公訴の欠席判決 更に之を二に細分す即ち

(A) 罰金以下の刑に該るべき事件の欠席判決 是等の事件に付ては被告人  
自ら出頭し又は代人を出頭せしむるを得るものなるにも拘らず被告人自身も  
亦代人も出頭せざるに於ては欠席判決をなす而して此場合の欠席判決をなすには  
(1) 呼出を受たると(2) 被告人又は其代人公判期日に出頭せざると(3) 檢事の請求ある  
との三條件を要するものなり

(B) 禁錮以上の刑に該るべき事件の欠席判決 此等の事件に付き欠席判決  
をなすは左の條件を要す

(一) 法律に定むる手續により審判期日を被告人に告知したる證憑あると若く  
は告知の手續を行ひたるを要す即ち告知の手續を行ひたるときは被告本人に送  
達すると克はざるべき裁判所は猶豫期間を與へ其期間に被告人出頭せざれば欠席  
判決をなすこの告知書は其親族又は其本籍若くは最後の住所 (是等の地は被告に  
幾分の縁故あるが

(故な)の地の市町村長に送達したるか又は其本籍若しくは最後の住所の地不分明なるときは右告知書を一ヶ月間裁判所の掲示板に貼付して以て公示するとなりす

(二)被告人が公判の期日に出頭せざると

(三)検事の請求あると

(A)(B)の場合共に公判の期日に出頭せざると云へり然れども言渡の日に欠席するも欠席判決を受くべからざる如し又検事の請求を要する所以のものは元々是等の事たる辯護権を行使せしめざる重大のとなる故公益保護の任ある検事の請求を要するのみならず又検事は原告官として之をなさざるべからず何となれば被告の欠席の爲め訴訟の延滞するは大に不利なるが故に速に被告をして其刑の執行を受けしめんとするに在ればなり

第二百二十八條 闕席判決ハ検事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ

闕席者ニ送達ス可シ

闕席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得

検事其他訴訟關係人の請求あるときは欠席判決を欠席者に送達するものなり

元來欠席判決なるものは被告人の辯護権に對する例外の規定なるが故に法律は成るべく之をなさざるを企望すれども前陳の如き理由により或る場合には之をなすもあり然れども元々一方に辯護せしめずして下したる判決なるが故に又特別の方法を以て其裁判を仕直すの途を設けざるべからず即ち其方法は故障是なり而して欠席者は其判決が自己に對して下りしことを知らざるを普通とするが故に之を知らしむる爲め欠席判決は之を欠席者に送達すべしとなしたるなり加之故障の期間に其送達の時より始むるものなるが故に之を送達するとは最も必要なり

第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰金以下

ノ刑ヲ言渡シタル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ闕席判決ノ送達ヲ以テ始マリ禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ始マル

故障申立をなすとを得る期間は三日とす此期間起算點は罰金以下の刑の場合及私

訴の場合と禁錮の刑の場合とにより異なるものにして即ち前者に在ては其送達は必ずしも被告人になすを要せず書類送達の規定に従へば足る然れども後者に在ては被告人自ら送達を受くるか又は判決執行により刑の言渡ありたることを知りたる日よりすべし判決執行とは闕席者に對し逮捕狀を發する場合の如き(三一)是なり

第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ闕席判決ヲ爲シタル裁判所ニ其申立書ヲ差出ス可シ

凡そ故障申立をなさんとする者は闕席判決を爲したる裁判所に故障申立書を差出すべきなり何となれば是れ其裁判所の下したる判決に對して不服を唱ふるものにして更に對審の判決を求めんがためなればなり

第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ

故障の申立ありたるときは直ちに之を相手方に通知し公判に付すべき期日を定めて訴訟關係人を呼出すべきなり是れ前に立歸りて更に調べ直すものなればなり

第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却ス可シ

第二百三十三條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テ故障申立人闕席シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ス

第二百三十四條 第二百四十七條第二百四十八條ノ規定ハ闕席判決ニ對スル故障ニモ亦之ヲ準用ス

故障の申立ありたるときは裁判所は職權を以て其故障は許すべきものなるや否や即ち其許すべからざる故障とは闕席者死去したる後其子よりなす故障の如き又三日の故障期間内に申立たるものなるや將た期間外にあらざるなきか等の點を調べ以て其要件を備へざるときは之を賣却するものなり

若し故障の申立を受理したるときに於ては更に對審にてなすときの規定に基き裁判をなすべきなり然れども若し右の場合に臨み尙ほ故障申立人の出延せざるべきは最早更に故障を申立るとを得ざるなり

然れども第二百四十七條及び第二百四十八條に定むるが如く天災其他避くべからざる變災の爲め空しく故障期間を経過したるときに其趣を疏明したるときは既に失ひたる權利を回復するを得べし

### 第三章 地方裁判所公判

第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公訴ヲ受理ス

又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス

地方裁判所が公訴の受理をなすに原因二種あり即ち豫審判事又は上級裁判所より事件を移す裁判と檢事の起訴とに因ると是なり

上級裁判所の事件を地方裁判所に移すは彼管轄指定申請の結果として直近上級裁

判所より事件を移す裁判ありたるべきの如きを云ふ

檢事の起訴により直接に受理するは輕易なる輕罪に限るものにして豫審判事が事件を移すとは言を俟たず

第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限

リ地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ公判ニ準用ス

本章は茲に別段に規定する所なき限りは區裁判所の公判に關する前章の規定を地方裁判所の重罪輕罪の公判に準用するを定むるに過ぎず

第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事ハ裁判所書記ノ立會ニ依リ一應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任シタルヤ否ヤヲ問フ可シ

若シ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ被告人及ヒ辯護士ニ異議ヲキトキハ辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムル

ニトヲ得

書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

本條は重罪事件に付き特別の規定を定めたるものにして即ち開廷前裁判長又は受命判事は一應被告人を訊問し且其辯護人を撰任せしや否やを問ふものなり何となれば其理由に三箇あればなり(一)豫審處分に必要なる追加をなすに在り(即ち被告人が豫審の際に於て訴訟手續に暗きがため自己に利益なる反證を申立てず又は之を申立てたるも或は豫審判事之を採用せざりし等のとを發見し裁判所は之を必要と認むれば公判の開廷前に職權を以て之を取調ぶる如き是なり)又は審問の指揮に付き裁判長をして被告事件を明瞭ならしむるが爲めなり(二)重罪の被告事件には必ず辯護人を付けざるべからず故に若し被告人に於て付せざれば裁判長は其職權を以て其撰任をなさざるべからざるが故に其撰任の有無を問ふが爲めなり(三)重罪公判に付するこの決定に付ては其決定送達の日より三日以内に抗告をなすを得べし若し其送達したる決定に抗告をなし得ると及其期間を記載せざりしときは期間の経過を停止するものなるが故に之を知るが爲め被告を訊問するを要するなり

本條の訊問は公開するものにあらず何となれば法文開廷前とあればなり然れども書記は本條の訊問に付き調書を作るべきなり

第二百二十八條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル

トキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

本條は臨檢の規定なり而して之をなすは受命判事なり是臨檢をなすに就ては豫審の規定を適用するものなりと雖も其公判に着手したる前後を問はざるも其事件にして豫審を経たるも否も其急速を要するも否もに關せざるは是れ區裁判所の檢證處分と異なる所なり

第二百二十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキ

ト雖モ仍ホ證據ヲ取調ヘサル可カラス

本條は亦區裁判所に於ける自白の場合と異りて假令被告人の自白あるも尙ほ其他の證據の取調を命たり是れ事跡頗る重大なるを以て鄭重を要すればなり

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬ス

ルモノト認メタルトキト雖モ第一審ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所ノ管轄ニ屬スルトキ亦同シ

地方裁判所が若し其受理したる事件にして區裁判所に屬するものなることを認むるも之に拘はらず第一審の判決をなす可し何となれば(一)地方裁判所は區裁判所より見れば其上級に位するものなるが故に其下級の事件を管轄するを得るは明かにして所謂は大は小を兼ねるものなればなり(二)被告人に在ても亦區裁判所に於けるより尙ほ一層鄭重なる手續により裁判を受くるは却て其利益なるべければなり且つ(三)之を區裁判所に送致するの手續、時日費用等を節省し旁訴訟の延滞せざるは公共の利益なればなり

而して地方裁判所が右の判決をなす時は宜しく第一審として判決すべし若し之を第二審とせんか被告人を害すべし何となれば元來被告人は三審級の裁判を受くる權利を有する者なるに今他人の過失の爲め二審級のみを裁判を受くるとならば結

局一審級の裁判權を奪はるゝに至ればなり

私訴に付ても亦前に云へる理由と異なる所なし

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重

罪ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追

スルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲ス可

シ但被告人拘留ヲ受ケサルトキハ拘留狀ヲ發ス可シ

其被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシ

テ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ

爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

本條は地方裁判所は一旦輕罪として受理したる事件を重罪とするとき又は後に檢事より重罪として訴追するものと申立たるべきの處分手續を定めたるものなり

若し此事件にして未だ豫審を經ざるものならば直に之を豫審判事に送付する決

定をなさいるべからず而して尙ほ被告人に對して拘留狀を發すべし此豫審に付するると拘留狀を發するときは重罪事件に關しては必ず爲さるべからざるなり

若し此事件にして豫審を経たるときは最早再び豫審に付するの必要なが故に只其公判を停止したる上重罪事件として裁判すべき旨の決定をなし受命判事をして其事件の取調をなさいめ且之を報告せしむべし而して此受命判事は豫審判事に屬する一切の處分をなすを得べし是れ其取調を鄭重ならしむるがためなり

第五編 上訴

上訴とは下級裁判所の判決又は決定に對して上級裁判所に其不服を訴へ其改正破壊を求むるの方法を云ふ

上訴に三種あり即ち控訴上告及び抗告是なり

第一章 通則

第二百四十二條 檢察其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル上訴ヲ爲スコトヲ得

檢察ハ被告人ノ利益ノ爲メニモ亦上訴ヲ爲スコトヲ得

本條以下第二百七十四條に至る迄は上訴をなすを得る人々を示すものにして本條は檢察及其他訴訟關係人の上訴をなすを得と云へり抑も檢察は原告官なるが故に被告人の利益に反對して其不服の點に付き上訴するを得べし然れども檢察は原告官たると同時に又公益の代表者なるを以て被告人の利益の爲めにも亦上訴するを得べし何となれば國家は被告人が犯せる罪に相當する刑を科するを以て目的とするが故に若し其重きに過ぐる刑を科するに及んでは已に國家の公益に反するものなり故に公益の代表者たる檢察は之に向て不服申立即ち上訴をなすを得ざるべからず

其他訴訟關係人とは被告人、民事原告人、民事擔當人等を云ひ是等の人々は判決に付き直接に利害を有する者なるを以て上訴をなすを得べきなり然れども被告人は無罪免訴の言渡に對し民事原告人及民事擔當人は公訴に付き上訴をなすを得ず何となれば無罪免訴の言渡に對して上訴するも被告人に何等の利益もなく民事原告人及民事擔當人の如きは公訴の判決に對しては更らに關係なきが故に上訴を



なすに付き利益なければなり

第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得但

被告人ノ明言シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

辯護人も亦上訴をなすを得辯護人は被告人の爲め其利益を保護するものなるが故に別段に委任なきも被告人の利益の爲め被告人を代表して上訴するを得るなり然りと雖も辯護人も尚ほ一の代人なるが故に委任者の意思に背むきて迄も之をなすを得べきにあらず故に被告人が明示の意思を以て上訴をなさざるを發表するときは最早辯護人は上訴するを得ざるなり

第二百四十四條 被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得

被告人の法律上の代理人も亦上訴をなすを得即ち法律上の代理人ある無能力者は事理を辯別する能はざる者なるが故に法律上代理人は獨立して上訴するを得るなり加之假令被告人の意思に反して迄も上訴するを得べきなり

第二百四十五條 拘留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立

書ヲ監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送致ス可シ

通常の場合に在て上訴をなすには其申立書を裁判所に提出すべきなれども本條の如き拘留を受けたる被告人の如きは自ら其申立書を裁判所に提出するを能はざるが故に其申立書は之を監獄署長にまで差出すべし是れ其取締を嚴重にし其費用等を省かんが爲めなり

若し被告人が監獄署長にまで適法の期間内に於て申立書を差出したるも監獄署長より裁判所に送致したるときは已に期間を経過したるときに在ても監獄署長は裁判所に代て其申立書を受理したる者なるが故に此上訴は有效なりとす

第二百四十六條 檢事ヲ除ク外上訴ヲ爲シタル者ハ其判決アル

マテ何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得

上訴をなすとは檢事其他訴訟關係人の權利なるが故によし原裁判は完全なるにもせよ尙自己の利益に之を變更するを欲するは人情なり然るに刑法第五十一條に於て不當の上訴(被告人よ)は上訴中の日數を刑期に算入せざるの規定あるが故に是等の爲め一旦なしたる上訴も之を取下さるべく又其他の原因によりても

(第五編 上訴 第一章 通則)

二百十四

之を取下るとあるべし是當然の事なり然れども本條は檢事に限り之を取下るとを許さず何となれば檢事は公訴權の所有者に非ざるが故に若し一旦上訴したるときは之を取下るを得ず其訴を提起するも否かは檢事の權内にありて其上訴するも否は一に其自由に在りと雖も若し一旦上訴をなせば裁判所は必ず之が判決をなさざるべからざるなり

上訴取下の時期は判決のある迄とす故に判決ありしを知らずして上訴するも已に判決の後なれば取下は效を生ぜざるなり又上訴の裁判あらんとする前に取下をなしたるも遠隔の故を以て其取下書の裁判言渡後に上訴裁判所に到達せし場合の如きも固く是れ裁判言渡前になせし取下なるを以て有效なりとす既に有效の取下ありたる以上は其裁判は無効なるべきと勿論なり

第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避く可カラサル事變ノ爲

メ上訴期間ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ説明シタルトキハ期間ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間内ニ其説明方法ヲ申立書ニ

記載シ上訴ヲ爲ス可シ

凡そ訴訟期間を經過したるに於ては其訴訟の權利を喪失するは當然の結果にして本條は其喪失したる權利の回復方法を規定したるものなり

即ち假令ば洪水戰亂疾病等天災其他避くべからざる事變の爲め期間を經過したる者にして其旨を説明したるときは是なり但し此説明をなすは天災事變の止みたる日より通常の期間内即ち控訴に付ては五日上告及抗告に付ては三日内に其説明方法を申立書に記載して上訴すべきなり

檢事と雖も尙ほ訴訟關係人なるが故に本條中に包含せらる然れども檢事は固く一體不分の者なるが故に若し甲檢事にして一身上の障礙を受くれば他の檢事之に代をなすを得るが故に此等の場合に於て本條の問題は起らずと雖も天災事變の爲め訴訟書類を失なひ若くは其裁判所を閉鎖したるが爲め上訴期間を經過したる場合の如きに在ては全體の檢事悉く皆上訴を障礙せられたるものと云ふを得べし且法文に依るも廣く訴訟關係人と云ひ其區別を設けざるが故に檢事のみ此權を失はしむる理由なきなり

(第五編 上訴 第一章 通則)

二百十五

第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立書ヲ相手方ニ送達ス可シ相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ツ其申立ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

前條の期間回復の申立ありたるときは書記は速かに其申立書を相手方に送達すべく又相手方は三日以内に其答辯書を差出すべし而して茲に所謂答辯書とは本案の答辯書にあらずして其申立の當否に付ての答辯書を指すものなり

上訴裁判所に於て此申立を受たるときは檢事の意見を聞き其天災事變の爲め期間を經過したりや否や又其天災事變にして上訴の障礙となりたりや否や又其權利回復は相當の期間内に申立たるや否や等の點を審案して其許否を決すべきなり

第二百四十九條 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還ス可シ

茲に上訴あれば其第一審裁判所は訴訟記録を上訴裁判所に送付せざるべからず是を以て上訴裁判所に於て既に其事件終了するときは亦訴訟記録に其裁判の謄本を添へ之を第一審裁判所に返還するものなり而して此記録は實に裁判執行の爲め必要なるものなり

## 第二章 控訴

控訴とは第一審の判決に不服なる者よりして事實を覆審して其改正を得んが爲めに上級裁判所になす所の上訴を云ふ

第二百五十條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

本條は控訴をなすを得べき判決を定むるものにして即ち左の如し

(1) 區裁判所又は地方裁判所が第一審に於てなしたる本案の判決 本案の判決とは訴訟の本案に付き終局の判決をなしたるものにして刑の言渡免訴の言渡管轄違の言渡等を含む故に本案の判決と云ふも強ち罪の有無に關する言渡のみに

限らず訴訟事件の終局を告げ其判決により裁判所をして其訴訟の關係を免れしむる効力ある總ての判決を云ふものなり

(2) 第百八十七條の管轄違又は公訴受理すべからざる申立を却下する本案前の判決に對しては控訴をなすを得べし若し其申立を却下せずして之を是認したるに於ては裁判所は管轄違又は免訴の言渡をなすべく此言渡は本案の判決なるを以て(2)に依りては控訴するを得ずして即ち(1)の部類に入るものなり

第二百五十一條 控訴ハ判決ノ一分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得若シ之ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノト看做ス可シ

法律は一個の訴を分割して控訴するとを許したり即ち其全部に付きて不服なるものは全部に付きて控訴すべく一部不服なるものは其一部に付きて不服を申立つべし何となれば一分に付き不服なるに止まるに全部に對して控訴をなさざるべからざるの道理なければなり然れども一部の控訴をなすには必ず一部不服の旨を申立ざるべからず然らざれば全部の控訴と看做さるゝものなり

第二百五十二條 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス

闕席判決ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サスシテ直チニ訴ヲ爲スコトヲ得

控訴期間は五日にして其起算點は判決言渡ありたる日より云ふが故に判決言渡の日を初日となすべきが如しと雖も總則第十五條の適用に依り判決言渡の翌日より起算すべきものなり何となれば總則の規定は明かに其反對を示したる場合の外本法全體に通じて用ゐらるゝ規定なればなり

第二項に欠席判決を受けたる者は故障の期間内故障をなさずして直ちに控訴をなすを得ることを示せり而して此場合に學者間議論ありと雖も多數の意見は此場合の控訴期間は三日なりとせり即ち第二項に於て一種の控訴期間を定めたりと云ふに在り并ば此に故障の期間内と云ふ文字を加へたるによりて見れば故障に代ゆるに控訴を以てするを得るとを示したるのみならず併せて別種の控訴期間を示したるものと解すべきなり若し此場合の控訴期間五日なりとせば非常の不便あるのみなり

らす之が爲め法律の規定を無効とする結果を生ずべし何きなれば第二百二十九條の規定によれば欠席判決を受たる者は判決の送達ありたるより三日内に故障をなさざれば其判決は確定するものならずや然るに故障の期間三日を経過するも尙ほ五日内に控訴をなすを得とせば三日を経過したるも尙ほ其判決は確定したるものとすを得ざればなり

第二百五十三條 本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ス

凡そ判決は確定したる後に非ざれば執行するを得ざるは原則なるに此場合に於ては未だ判決確定せざるが故に執行を停止するものなり

第二百五十四條 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

裁判所ハ控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ  
控訴は申立書を原裁判所に差出す所以のものは實際の便宜を計りたるに在り何きなれば若し必ず控訴裁判所に差出さるべからずとせば第一審裁判所より控訴裁

判所迄の路程に對する猶豫期間を與へざるべからずして爲めに訴訟の遲延を來たし被告人の未決拘留を長くするに至るべし故に訴訟事務の敏活ならんとを圖りて原裁判所に申立つるとをなしたるなり

其相手方に控訴の申立ありたるを通知するは其控訴起りしを知らしめ以て辯論の準備をなさしむるがためなるのみならず殊に相手方が檢事なるに於ては第二百五十六條の手續をなさしむべき必要あるを以てなり

第二百五十五條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

法律に定むる期間に従はざる控訴は即ち其訴權を拋棄したるものなるを以て其期間經過後の控訴は全く無効にして到底控訴裁判所に行くも尙ほ棄却せらるゝの外なきが故に便宜の爲め煩を省き原裁判所の決定を以て棄却す但し此棄却の決定に對しては抗告を許したり

第二百五十六條 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致

シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人拘留ヲ受ケタルトキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移ス可シ

原裁判所の檢事は控訴の法廷に立會ふ者にあらざるが故に控訴申立あれば其事件の頭末を知らしむるが爲め訴訟記録を控訴裁判所檢事に送るべく檢事は之を取調べたる後其裁判所に差出すべきなり

被告人は控訴裁判所に出頭して辯論すべき者なるを以て既に拘留せられ居る者は控訴裁判所の監獄に移すべきものなり

第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀

ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

控訴申立をなしたるときは更に其辯論を開くを要するが故に訴訟關係人に對して呼出狀を發したる後其裁判に着手すべきなり而して其呼出狀送達と出頭との間に

少なくとも二日の猶豫を與ふべきの理由は嘗て前に述べたる所に同ト

第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關

スル規定ヲ適用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁判所ニ於テ其再度ノ訊問鑑定ヲ必要ナリトセサルトキハ之ヲ呼出サ、ルコトヲ得

控訴にて下す裁判は第一審の裁判の覆審なれども其手續に至ては彼此の差あるものにあらざるが故に地方裁判所の第一審に關する規定を適用するものなり

控訴裁判所は事實の覆審を爲すものなれば其第一審に於ける一切の證據は更に之を取調べざるべからずと雖も證言鑑定等は異同あるべきにあらざるが故に再度の訊問を必要とするときに非ざれば別に呼出をなさざるものなり

第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲

スコトヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

本條は付帶控訴に關する規定にして付帶控訴とは主たる控訴に付隨してなす控訴を云ふ

畢竟付帶控訴を許したる所以のものは蓋し普通の人情として其裁判に多少の不服あるも相手方にして之に服従するときは己れも亦之に服すれども相手方に於て不服を申立つるときは己も亦不服を申立んとするもの多く況んや相手方にして不服を申立るにも拘はらず己れ黙過するときは自己主張の主旨も貫徹せざるべきを以てなり是付帶控訴を許したる所以なりとす

付帶控訴をなすとを得る期間は主たる控訴の判決ある迄なりとす是未だ主たる控訴の判決に至らざる間なるときは假令付帶の控訴をなすも訴訟を濫滯せしむるの虞なければなり

主たる控訴をなしたる者の相手方の付帶控訴をなすを得るは明なるが故に茲に控訴裁判所檢事が付帶控訴をなすを得るとを明示せざるも可なるが如しと雖も之は控訴裁判所檢事が控訴の相手方たらざるべき(即ち第一審裁判所檢事の控訴をなしたるとき)と雖も第一審裁判所檢事の注意せざりし點に付て控訴を申立しめん

が爲め此規定ある所以なり

第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ期間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ  
控訴ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲ス可シ

第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキ原判決ヲ取消ス可シ此場合ニ於テ拘留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前拘留狀ヲ存シ又ハ新ニ拘留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其裁判所ニ差戻ス可シ

此三條に於て控訴裁判所のなす判決を示せり今之を大別して二とすることを得べし

(一) 控訴棄却の判決 之を小別して二とす

(A) 期間經過後控訴をなしたるとき 期間後の控訴は原裁判所之を棄却すべし

べしと雖も時に或誤て控訴裁判所に移送せらるゝとあり此時に當て此判決を下すものなり

(B) 控訴の理由なきとき 即ち原判決完全なりしときなり

(二) 原判決取消の判決 之を小別して三とす

(A) 控訴の理由あるにより原判決を取消す場合 若し控訴の理由正當なる

ときは原判決を取消し更に相當の判決をなすべきなり

(B) 原裁判所が管轄違なるにより原判決を取消す場合

(C) 原裁判所が正當管轄なるにより原判決を取消す場合 原裁判所は正當

管轄なるに其事件に付き若し管轄違の言渡をなしたるときは本案の判決をなすことなくして單に原判決を取消し之を原裁判所に差戻すものなり

第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方

裁判所自ラ其事件ニ付キ第一審トシテ裁判權ヲ有スルトキハ

更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ但事件重罪ナルトキハ第二

百四十一條ノ規定ニ從ヒ處分ス可シ

前條第一項即ち第一審裁判所の正當管轄に在らざることを認めたるときは本案の判決をなすことなくして只原判決を取消し之を檢事に交付するに止めども本條は少しく異り若し區裁判所の判決に對し地方裁判所が控訴を受けたるときは自ら其事件に付きて第一審の裁判權を有するときは此等の手續をなすことなく地方裁判所は直ちに其本案に付き裁判をなす之無益の手續を省くが爲めなり然れども其事件にして重罪ならんか第二百四十一條の規定に従ひ未だ豫審を経ざるものなれば之を豫審判事に送付する決定をなし又既に豫審を経たる事件なるときは受命判事をして取調べしめ且つ報告せしむるものなり



第二百六十四條 控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セサルトキハ第二百三十七條第二項ノ規定ニ從ヒ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任ス可シ

地方裁判所が輕罪として下したる判決に對し其事件を重罪なりとして控訴し又は控訴院自ら其事件を重罪なりと認めたるときは一時公判を止め更に重罪事件として裁判すべき決定をなし受命判事をして其事件を取調べ報告せしむ但其事件豫審を経ざるも豫審判事に送付するとなし是控訴院には豫審判事なきが故なり且つ既に重罪事件なりとして裁判すべき以上は宜しく第二百三十七條第二項の規定に從ひ官選辯護人を付すべきなり

第二百六十五條 被告人、辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス

被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

被告人辯護人又は法律上代理人のみ控訴をなしたるときは原判決を被告の不利益に變ずるを得ざる所以のもの一は不告不理の原則に基く即ち是等の者が控訴するは原判決は重きに過ぐとして其更正を請求するものなればなり二は若し不利益なる判決を興ふるともあるとせば茲に控訴せんとする者も躊躇すべく前には控訴の途を開くも後には之を塞ぐものと等しければなり

第二百六十六條 控訴申立人出頭セサルトキハ闕席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却シ相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ闕

席判決ヲ爲ス可シ

是れ控訴申立人欠席すれば其控訴權を抛棄したる者と看做され又相手方の出頭せざる時は自から進んで權利を行ふものにあらざるが故に控訴申立人に異議なくんば必ずしも欠席判決をなすにも及ばずして更に召喚して對審せしむるも可なり然れども其之を決するは一に裁判所の隨意に在りとす

第三章 上告

上告とは第二審裁判所の法律適用の誤謬を更正するを目的とする上訴を云ふ

第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

上告は最終の上訴方法なるが故に苟も他に原判決を救済するの途あるに於ては之を措きて上告するを得ず(構成法一〇九條に例外あり)故に上告は第二審の判決に對して之をなすべし本條の示す處によれば宛かも控訴をなすを得る場合と同く本案の判決及第百八十七條に規定したる本案前の判決にして只彼は第一審の判決に對して之を

なし此は第二審の判決に對して之をなすとの差あるのみ

第二百六十八條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由

トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背シタル

モノトス

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ

第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判事裁判ニ參與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第三 判事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラズ裁判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違テ不當ニ認メタルトキ

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサルトキ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ検事ノ意見ヲ聽カサルトキ

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ

第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセサルトキ

第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ

### 第十 擬律ノ錯誤アルトキ

凡そ上告は法律の點のみに付てなす所の上訴方法なるが故に法律違背の裁判なるを理由とするときに限り之をなすを得るのみ所謂法律に違背することは第二項の示すが如く法則を適用せず又は不當に適用したるときを云ふ而して次條は其適例を示せり

此に疑あるは原判決の法律に違背したるや否やは其判決當時の法律に違背したるや否やによりて定むべきや否やに在り雖も通説によれば其判決當時の法律に違背したるや否やによりて定む故に其判決後法律を改正し此改正の法律に照せば其裁判は違背の點ありとなすも此に所謂法律違背にはあらざるなり

次條は所謂例示の規定にして制限的列記に非ず故に此十個の場合の外に在ても尙法律に違背するにあり即ち次條に「左ノ場合ニ於テ常ニ」云々ある故此十個の場合の一が生ずれば必ず法律違背となるも其外に尙法律違背となり得る場合あるなり假令は犯罪の證據を明示せずして刑を言渡したる時の如きは第二百六十八條により上告をなすを得べし是れ明かに第二百三條に反するものなればなり今其各項

に涉獵せん

第一 判決裁判所の構成は是れ公益に關するものにして即ち裁判の信用を厚ふし被告人の利益を保護するものなるが故に若し之に背けば上告をなすを得るなり

第二及第三 共に不公平の嫌疑ありとして其職務執行を拒絶せられたる判事が職務を執行するものなるを以て素より上告の理由となるなり其第二の但書の如きは忌避すべき理由なきものと認められたるものなるが故に此場合に在ては上告をなすを得ざるなり

第四 凡そ裁判所の管轄は是れ又公益に關するものなるが故に管轄外の裁判所のなしたる裁判は結局無効たるを免れず(二七〇條に)  
(例外あり)

第五 公訴の受理不受理は公益に關するものにして其受理すべからざるものを受理し受理すべきものを受理せざる如きは罰すべからざるを罰し罰すべきを罰せざるものなるが故に茲に上告を許す所以なり

第六 法律の命じたる場合に検事の意見を聞かざるときは法律に違背するのみならず公益に關し實害なき能はず故に上告を許すなり

第七 告げざれば理せず又告ぐれば必らず理するとは裁判上の原則なるを以て若し之に違背するときは其上告をなすを得べきや當然なり

第八 判決を公行せず公開を禁ずる言渡なくして辯論を公にせざるときは是れ裁判の信用を害するを以て茲に上告を許すなり

第九 裁判には事實及理由を付すべきものなるに若し之を付せざれば依て以て判決の當否を知るを得ざるべしよし又理由を付するも其理由矛盾するときは何れを正確のものとなすべきや知り難し故に上告を許すものなり

第十 事實に適せざる法律を適用したるものを擬律の錯誤と云ふ要するに此裁判は法律に違背するものなり

第二百七十條 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト雖モ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

被告人の利益の爲に設たる規定に背くときは即ち重罪事件に辯護人なくして裁判し若くは被告人に最後の供述をなさしめざりし如き場合を云ふものにして此等の規

定たる被告人をして其無罪を主張し冤枉に陥るとなからしむるものなるが故に良し其規定には従はざるも免訴又は無罪の言渡ありたるに於ては結果に於て被告人に利害の關係なし既に利益なければ訴權なしとの格言により上告を許さざるなり

土地の管轄違は公益に關するものにあらずして事實發見證憑蒐集の爲め實際の便を圖りたるものなるが故に其管轄に違ふとあるも事實に誤謬ありと云ふを得ず故に是亦上告を許さざるなり

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

本條は上告申立の期間は判決言渡の翌日より起算して三日なることを示したるものなり(十五條參照)

第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタルトモハ拘留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス

上告の期間内及上告の申立ありたるときは原判決は未だ確定せざるが故に執行を停止すと雖も上告は法律適用の點を審査するに止り事實の點は第二審により既に確定せるが故に拘留及放免の言渡の如きは其執行を停止せざるものなり

第二百七十三條 上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ趣意書ヲ差出ス可シ  
裁判所ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ相手方ニ送達ス可シ

上告人及被上告人の上告中差出すべき書類に四種あり即ち上告申立書、上告趣意書、答辯書及び辯明書是なり以下各條逐次之を見ん

(一) 上告申立書 上告をなさんとする者は其期間内に上告申立書を原裁判所に差出すべきものなり

(二) 上告趣意書 上告に於ては辯護士を差出すとを得れども上告人自ら出廷して其趣意を供述するを得ず故に上告申立書のみならず亦原判決の不當なる所以を論じたる趣意書を出すべきなり而して之を出すは上告申立より五日内とす

因て上告期間内に上告をなすと雖も其れより五日の期間内に趣意書を出さざれば其上告は無効となるなり而して上告裁判所は其申立書及び趣意書を受取りたるより二十四時内に之を相手方に送達すべきものとす

第二百七十四條 相手方ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタル

日ヨリ五日内ニ答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

裁判所ハ其答辯書ヲ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ上告申

立人ニ送達ス可シ

(三)答辯書 既に一方の者趣意書を出したる以上は相手方も亦之に對する答辯書を出して之れが辯解をせざるべからず而して其期間は上告申立書及趣意書を受取りたる日より五日とす

又裁判所は其答辯書を受取れば上告人をして之を知らしむるが爲めに二十四時間内に之を相手方に送達すべきものなり

第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ

差出スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ辯明書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタルトキハ之ヲ其報告書ニ添フヘシ

(少く順序を顛倒して本條を先に説明せん)

(四)辯明書 辯明書を以ては其趣意の未だ盡くさざる所を擴張補充するを得べし而して此書類は他の書類と異りて直に上告裁判所に出すべきものなり而して上告の判決ある迄何時なりとも之を差出すを得べし

辯明書は付屬書類に過ぎざるを以て其主要なる供述は既に趣意書答辯書に盡したるものにして且つ此等の書類は既に送達せるを以て今更に其付屬書類を送達するの必要なきべし況んや且法律上に於けるも其明文なきに於ておや

第二百七十五條 檢事ヨリ差出スコキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ差出シ一通ヲ相手

方ニ送達ス可シ

私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ  
趣意書又ハ答辯書ニ付テモ亦同シ

檢事より差出すべき上告申立書及趣意書又は答辯書は必ず二通を作り其一通は上  
告裁判所に差出し其一通を相手方に送達するものなり私訴の判決に對して訴訟關  
係人より差出す書類に於けるも亦然り是は一は上告裁判所をして之を知らしめ一は  
被告人に知らしむるものなるが故なり只本條の裏面よりして其被告人より差出す  
べき書類は一通にて可なることを示せり何かなれば蓋し是等の書類は檢事の手を經  
て裁判所に出すものなるが故に別に檢事に差出すに及ばざればなり

第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決  
定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ  
得

假令上告をなすも既に其期間を經過したるものなるときは原裁判所は決定を以て

之を棄却すべきなり然れども此決定に對して抗告をなし得るとは第二百五十五條  
と同ト

第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事ニ送致  
シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

若し上告ありたるときは訴訟記録は檢事よりして上告裁判所の檢事に送致すべき  
ものにして上告裁判所の檢事は之を其裁判所に差出すべきなり

第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲  
スコトヲ得

上告裁判所ノ檢事モ亦附帶上告ヲ爲スコトヲ得  
本條は付帶上告に關する規定にして其付帶控訴に關して述べたる所と同ト上告  
の相手方は其判決あるまでは附帶上告をなすを得るなり況んや又上告裁判所の  
檢事も附帶上告をなすを得べきなり

第二百七十九條 上告申立人及ヒ相手方ハ辯護士ヲ差出スコト

ヲ得

重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ検事ヨリ重罪ノ刑ニ該ル可キモノトシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者自ラ辯護士ヲ選任セサルトキハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

上告審は前陳諸種の書類を提出し之れに基き裁判するものなれども尙ほ被告人の望みにより辯護士を差出すとを得べし故に辯護士を差出さざるに於て始めて書類のみにより裁判をなすものなり又本條は辯護士を差出すとを許すが故に被告人も亦自ら出廷するを得と思ふ者あるやも知り雖しと雖も上告審に在ては被告人は出廷するを要せざるなり是れ上告審は法律適用の當否を審判する處なるが故に辯護士の如き法律に通曉したる者を出廷せしむれば其れにて十分なりとせばなり

茲に注意すべきは本條には辯護士とありて第二百三十七條には辯護人と云ひ辯護士以外の人亦之を認めたりと雖も本條は故さらに之を省畧せり何となれば前述

せる所と同く法律に精通する人を要するが故なり

然れども重罪刑を受たる者より上告し又は検事より重罪と認めて上告をなしたる場合に必ず辯護士を要するは是重罪被告人に辯護人を要すとの主義を貫徹したるものなり

第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ付ス可カラス

抑も上告は一に書類に依て審理するものなるが故に其書類を取調ぶるが爲め專任の判事を置くを要す是れ第一項の規定ある理由なり

畢竟受命判事は審理を容易ならしむる爲めに置く者なるを以て受命判事は訴訟記録を査閲し以て判決の趣旨上告の趣旨等を調べ報告書を作るべく其之を作るには自己の意見を述べべからざるなり何となれば若し否らすとせば之れ豫斷の弊なるを以てなり

第二百八十二條 裁判所書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ期日ヲ



上告申立人及び相手方ノ辯護士ニ通知ス可シ

上告に關する諸手續茲に整頓し辯論を開くに差支なきに至りたるときは開廷より三日以前に其期日上告申立人及び相手方の辯護士に報知すべきなり

第二百八十三條 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀ス可シ

檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ

私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

第二百八十四條 上告申立人又ハ相手方ヨリ辯護士ヲ差出サ、ルトキハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ

開廷の日第一に受命判事の報告書を朗讀する所以のものは報告書は他の判事に其取調の結果を知らしむるが爲のものなれども裁判公行の趣旨に違はざらんが爲めに公廷に在て朗讀するものなり第二に上告申立人上告の趣旨を述べ何となれば原告は先づ其主張を述べざるに於ては被告は之に答辯すべき目的なければなり終り

に其相手方答辯をなすものなり但辯護士を差出さざりしは辯論をなさしむるとなく直に判決するものなり私訴の上告に關しては檢事は所謂公益保護者なるを以て最終に其意見を陳述するものなり

第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ヲキトキ又ハ法律上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起サ、ルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ

本條以下數條は上告裁判所の判決を規定するものなり

(第一) 上告棄却の判決

(一) 上告にして理由なきとき 即ち第二百六十八條第二百六十九條の原由なき上告及上告をなすべき理由なき上告即ち第二百七十條の如き場合に下すものなり

(二) 法律上の方式に違背するとき 即ち上訴の權利なき者よりなしたる上

告若くは第二百六十七條以外の判決に對する上告の場合に下すものなり

(三) 上告期間内になきるとき (二七) 即ち上告期間の經過したる後に上告を

なしたる場合に下すものなり

第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可キトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移ス可シ

(第二) 原判決を破毀するの判決 若し上告にして理由ありたるときは其上告ありたる原判決の部分を破毀して更に其事件を他の裁判所に移す言渡をなすものなり是上告裁判所は事實を覆審するの權なきが故なり

本條に所謂他の裁判所とは即ち第二百九十條の説明するが如く原裁判所に接近したる同等の裁判所を云ふものなり只私訴に付ては「其裁判所云々」と云ひ少しく疑

あるが如しと雖も余は原裁判所の民事部と解するを以て至當となすなり

第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス可シ

前條に於て原判決を破毀すれば之を他の裁判所に移すことを示し其後段に於て之に對する例外あることを示せり即ち本條は其一なり

第一例外 (甲) 擬律の錯誤により原判決を破毀したるとき 此場合に在ては事實は全然確定し只其擬律の點に關し議論あるに過ぎざるを以て上告裁判所は直に其擬律の良否を判定するを得べきなり是れ即ち事實の覆審を要せざるが故に他の裁判所に移さずして自ら判決をなすものなり

(乙) 受理すべからざる公訴を受理したるにより原判決を破毀するるとき 所謂受理すべからざる公訴とは消滅原因を有する公訴にして既に消滅原因を有するものなれば原判決其他の書類により確知するを得るが故に事實覆審を要せずして直に判決をなすものなり

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ボサ、ルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク止マ其手續ヲ破毀ス可シ

第二例外 公判の手續規定に背きたるもあり、雖も其後の手續に利害を及ぼさざるも、凡そ公判の手續には其後の手續に利害を及ぼすもの否らざるものありて假令ば公廷に於て被告人の身體を拘束したるも之に對して無罪又は免訴の言渡をなしたる如きは公判の手續規定に背きたるものなり、雖も其後の手續に利害を及ぼさざるを以て只其不法なる手續文を取消すべきは最早其他は事實の覆審を要せざるなり

第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀ス可シ  
擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲サ、

ル共同被告人ニモ及ホス可シ

本條は告げざれば理せずとの原則に對する例外の規定なり故に

(一) 唯だ判決の一部に對し上告あれば其部分のみを判決すべく他の部分に假令瑕違あるも之を變更する克はざるを原則とす然るに其上告ありたる一分を破毀すれば上告なき部分に迄影響を及ぼし二者の關係密接なるときは其他の部分をも破毀すべし蓋し一分の破毀のみならず何の效もなく殆ど裁判なるものを形成せざるが故なり假令ば被告は強盜をなし且婦女を強姦したる者となしたる判決に對し強盜丈に付き上告し上告理由ありせば必ずや其全部を破毀するを要す若し然らざれば強盜をなさざる者が強盜強姦罪となる結果を生ずればなり

(二) 告げざれば理せずとの原則は訴訟の範圍を定むるのみに非ずして尙ほ其破毀の效果を受くべき人を定むるにも必要なり故に原則としては上告の效力は上告申立のみに止まると雖も本條に於ては其例外を示したるなり

即ち擬律の錯誤又は法律に背き公訴を受理したるときに共同被告人の一人より上告して利益の判決を得たるときは其效果は上告をなさざる共同被告人に及ぶものなり何となれば事實の基本の同一なるに一人は罰せられ一人は罰せられざるの道

理なければなり然れども被告人に不利益なる上告の判決は其効果を上告をなさざる共同被告に及ぼすことなし何となれば検事は其共同被告の一人のみに對するものにして他の共犯者に對し刑を重からしめんを請求するものにあらざればなり

畢竟本條が此の二個に付き規定したる所以のものは上告裁判所は此の場合にあらざれば自ら裁判をなすを得ずして從て其破毀の效力の共同被告人の利益たりや否や知れざるによるものなり

第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ亦之ヲ準用ス

本條は前きに第二百六十五條に於て規定せる控訴の判決に關する制限を茲に上告の判決に關する制限に準用すべきを定めたるものなり

第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トヲ問ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ

刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトキハ其事件ニ付き上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得

非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ付き判決ヲ爲スコシ

本條は非常上告に關する規定にして非常上告とは被告人の利益の爲めに既に確定したる判決に對してなす上訴を云ふものにして事實の覆審に過ぎざる再審とは大に異なるものなり何となれば非常上告は單に法律上の錯誤を改正するに過ぎざればなり

非常上告をなさんとするには下の如き二條件を必要とす即ち

(第一) 確定判決に對すると 然れども上告裁判所の確定判決に對しては非常上告を許さず何となれば(一)被告人若くは檢事より上訴をなしたるときは是已に法律の與へたる權利保護の方法を用ゐ盡したる者ならずや已に其方法を用ゐ

盡し尙ほ且つ有罪として罰するに拘らず更に其裁判を取消すに至ては是實に允當ならずして法律は斯くまでも被告を保護するの要なければなり(二)上告裁判所が審査して確定したるときは法律上其裁判は誤謬なしと見るべく且已に一旦上告裁判所之を棄却したりし故に再び上告裁判所に提起するも實際上利益なく再び上告裁判所が煩す理由なしによるものなり

(第二) 法律の罰せざる所爲に對し刑を言渡し又は相當の刑よりも重き刑を言渡たるにより被告人の利益の爲にするも (故に事實の點に付ては非常上告をなすを得ず) 是なり

非常上告には特に期間なし何となれば法文に何時にてもと云へばなり  
非常上告をなす者は上告裁判所の檢事に限るなり是れ上告裁判所に起す訴なるが故に上告裁判所の檢事に之を有せしむるは至當なればなり只被告人に之を與へざるに付き疑あらん开は此等の上訴權は常に被告人の爲には利益あるものなり顧て被告を見るに現に苦を受くる者なり故に其上訴の理由の有無に拘らず一度は非常上告をなさんとするべく結局濫訴の弊あるべければなり  
若し非常上告を理由ありとするときは原判決を破毀して上告裁判所自ら直に其事

件を判決するものなり

#### 第四章 抗告

第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

本條は刑事訴訟法の所謂抗告は法律に特定したる場合に非ざれば許容せられざるものなることを示したるものなり而して抗告とは法律に特定したる場合に於て豫審又は公判の決定に對してなす上訴を云ふものなり故に抗告は被控訴上告等とは異なるなり何となれば此二者は判決に對する上訴にして抗告は決定に對する上訴なればなり

第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲ス可シ

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

本條は抗告の管轄裁判所を定めて以て之を直近の上級裁判所なりとせり直近上級裁判所とは假令は區裁判所に對する地方裁判所、地方裁判所に對する控訴院、控訴院に對する大審院の如き是なり

抗告裁判所となしたる裁判に對しては先に抗告をなしたる人々よりは更に抗告をなすを得ず然れども抗告申立人にあらざる者よりは更に抗告をなすを得べきなり

第二百九十五條 抗告ノ期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トス

凡そ決定は判決の如くに公廷に於て言渡すものにあらずして決定書を送達するものなるが故に其送達を以て上訴期間の起算點となし以て其送達ありたる日より三日とせしものなり

第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫審判事ニ差出ス可シ

其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ不

服ノ點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告申立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟記録ヲモ送致ス可シ

抗告をなすには抗告申立書を原裁判をなしたる裁判所又は豫審判事に差出すものにして之を受けたる裁判所又は豫審判事は抗告を以て理由ありと認めれば其不服の點を更正す是れ他の上訴と異なる所なり何となれば他の上訴の場合に在ては原判決をなしたる裁判所自ら不服の點を更正するが如きとなければなり其抗告の申立に付て如此規定せしは簡便にして迅速なる方法を取りしものなり

若し又抗告を理由なしと認めれば原裁判所又は豫審判事は意見を付して三日内に其中立書を抗告裁判所に送致し若し又豫審終結の決定に對する抗告に付ては訴訟記録をも送致すべきものとす

第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ抗告ノ裁判ヲ爲ス可シ

茲に檢事の意見を聞くを要するは裁判の公正を保持し國家及被告人の利益を保護

せんが爲にして其書類により裁判する所以のものは抗告事件は概して簡易にして特に抗告裁判所に出延せしめて以て辯論せしむるを要せざるに出ればなり

第二百九十八條 豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判所ニ於テ必要ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

豫審終結の決定に對する抗告は只其手續の當否を論ずるに止らず其本案の事實に關するものあるを以ての故に其取調を要するもあり此場合に在て抗告裁判所には豫審判事なきが故に受命判事に之を取調を報告をなさしむる所以なり

第二百九十九條 抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又抗告ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕クトキハ其抗告ヲ棄却ス可シ

第三百條 抗告裁判所ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁

判ヲ取消シ自ラ更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却ス可シ

此二條は抗告裁判所の裁判を規定せるものにして要之抗告裁判所のなす裁判に二種あり

(1) 棄却の裁判をなすは下の場合に在リ

(一) 法律に於て抗告を許さるゝとき 如此抗告は到底無効なるが故に之を

棄却するものなり

(二) 期間經過後に抗告をなしたるとき 是期間を経過したるときは既に抗

告の權利を失ひたるものなればなり

(三) 抗告を理由なしとするとき 即ち換言せば原裁判正當なるときなり

(2) 取消の裁判をなす場合 抗告裁判所は事實の覆審をなすを得るが故に若し原裁判にして事實に反し法律に違背せるときは前裁判を取消し更に裁判をなすべきものなり而して此場合に於て若し被告人の抗告に係るときは被告人に不利なる裁判をなすを得ず是等の理由は一に控訴の場合と同一なり

抗告をなすべき者の規定に至ては本章中に之を見ずと雖も其通則として凡て上訴を爲すとを得る者は又抗告をもなすとを得と決すべきなり

第六編 再審

再審の訴は非常上告と同く確定判決の效力を破毀するものなりと雖も再審の訴は一に事實の錯誤を更正するを以て目的となし非常上告は之に反して法律の錯誤を更正するを以て目的とす是れ其二者間に於ける主要の差異なりとす

第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪、輕罪ノ刑ノ言渡

ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタ  
リト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル  
確證アリタルトキ

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケ

タル者アリタルトキ

第三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ  
在ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリ  
タルトキ

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證  
明シタルトキ

第六 判決ノ憑據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタ  
ル判決ヲ以テ廢棄若ハ破毀セラレタルトキ

本條の規定より推考せば違警罪に再審なきを見るべし何となれば(1)是等の事件は輕易なるが故に原確定判決を取消せしむるも之が爲めに非常の苦痛を被告人に與ふるものにあらざればなり(2)且違警罪は警察規則に違背せる者を罰するにあるが故に他の重罪輕罪程衆人の嫌忌を受くるとなし故に被告人の名譽を害するも少な



(第六編 再審)

二百六十

きなり(3)殊に輕微なる違警罪の確定判決を取消さんが爲めに鄭重なる再審の手續を行ふ如きは所謂鷄を割くに牛刀を用ゆるものにして得失相償はざるべし是違警罪に再審なき理由なり

其再審を許すは法律が六箇の場合に制限せり

第一 本號は假令ば一月一日甲を殺したるものとして乙に刑の言渡をなしたりしに甲は一月二日に生存し居たりせば乙は一月一日に甲を殺すの理なく又右甲は一月一日前日に死亡し居たりせば亦一月一日に乙者に殺さるべき理由なし斯の如くにして到底原裁判は誤謬を免れざるが故に再審を許すものなり

第二 假令ば甲者を殺したる事件に付き乙者は刑の言渡を受け確定したる後更に丙なる者甲者を殺したりして處罰せられたりせば茲に乙者は再審を求むるを得べし

第三 本號は只土地と關係を有する犯罪の再審の原由となるものなり假令ば放火罪の如き殺人罪の如き場所と大關係を有し其場所に在らざれば此等の罪を犯すを得ずと雖も貨幣偽造罪の如きは殆ど場所と關係を有せざるものなり然れども犯罪後に作りたる公正證書の如きは或は犯罪の跡を隱蔽する爲なるかの

疑あるが故に犯罪前に作りたるものに限るなり

第四 若し其陷害したる者にして罪をなれば被告は之れがために陷害されたる者なるを知るに足るべし故に被告は罪を犯したる者にあらざるべきを以て茲に再審を許すものなり

第五 訴訟記録にして若し偽造と認められたりせんか之に基きて下したる裁判の誤謬あるや疑なきを以てなり

第六 假令ば刑事に於て民事の判決を憑據とし所有權の在る處を認定し財産に對する罪を處斷したる後民事の判決にして控訴上告等の爲に廢棄破毀せられたるときは刑事の判決は其憑據を失ふ故に是等の場合に於ては再審を許すものなり

第三百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事

(第六編 再審)

二百六十一

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事

但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲ス可シ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

本條は再審の訴をなすを得る者に五種あるを規定したるものにして即ち左の如し

第一 刑の言渡を爲したるときは確定となりたる判決を爲したるとき云ふ意なり即ち此檢事が再審をなすの權を有するは檢事は公益の代表者なるを以てなり

第二 右刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢事は其下級裁判所の檢事を監督する任あるを以て亦再審をなすを得るなり

第三 同上告裁判所の檢事は下級裁判所檢事を監督する任あるは勿論且つ再審は上告裁判所に於て審理するものなるが故に此檢事も亦再審の訴をなすを得るなり

第四 刑の言渡を受たる者は即ち其判決に對し利害の關係を有すると大なるが故に之に許すは當然のとなり

第五 親屬は本人に次で最も利害の關係ある者なるが故に若し本人死去せば其冤を雪んとする者は親屬を措きて他に無かるべし故に再審の請求をなすを許すなり

第三百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラズ何時ニテモ之ヲ爲スコト得

再審の訴は概して罪を消滅せしむるを以て其目的をなすが故に刑の消滅を以て再審の訴をなす權利を失はしむることあるべからず再審の訴に至ては其期間を定めざれども其起點は即ち判決確定のときに在るは見易き理にして又其終點に至ては法律の規定せざる所なるが故に何時にても可なるなり

第三百四條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原判決ノ謄本及ヒ證據書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢

事ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サントスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ

再審の訴を爲さんとする者よりは趣意書を出し又檢事よりは意見書を差出すを要する所以のものは抑も再審は口頭辯論によらずして一に書面に基き審理をなすが故なり又趣意書等を原裁判所に差出さしむる所以のものは畢竟訴訟人に便利ならしむるが爲めなり又原裁判所の檢事及び控訴裁判所檢事自ラ再審の訴を爲さんとするときも右と同一の手續に依りなすべきなり上告裁判所の檢事に於けるも亦然り

第三百五條 上告裁判所ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判

事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

再審の訴は事實認定の當否を調ぶべきものなるを以て再審の訴あるときは上告裁判所に於ては宜しく檢事の請求により速かに受命判事一名を定め以て其報告をなさしむべきなり

第三百六條 上告裁判所ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意

見ヲ聞キ判決ヲ爲ス可シ

上告裁判所は再審の訴ありたるときは再審の趣意書檢事の意見書受命判事の報告書に基き別に口頭辯論を経ずして檢事の意見を聽き判決すべきものなり

第三百七條 上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認めタル

トキハ原判決ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲ス可キコトヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可シ

其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

上告裁判所に於て原判決を破毀したるときは其事件の再審をなすべきことを言渡して他の裁判所に移すことあり又唯に原判決を破毀する丈けに止むることあり二個の場合あり本條は其第一個の場合なりとす即ち再審をなすべきことを言渡して事

件を他の裁判所に移す場合、再審を原由あるものとなし原判決を破毀したるに於ては公訴及私訴に付き再審をなすべきことを言渡し其事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移すを通則とす凡そ公訴と私訴とは概して同一事實に原由するものなるを以て若し其事實に錯誤あるときは其結果たる公私訴共に影響を蒙るが故に假令私訴に付きては再審の訴なきも猶ほ公訴私訴の判決の抵觸を防がんが爲めに公訴私訴に付き共に再審をなすべきことを言渡しすべきものなり而して上告裁判所は單に再審の原由あるものなりや否やを審理するに過ぎずして事實の上に干渉する能はざるものなるが故に再審の原由ありと認むるときは其事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移すべきものなり而して其移送を受たる裁判所は宜しく通常の手續に従ひ審判すべきものなり

**第三百八條** 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁判所ニテ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク原判決ヲ破毀ス可シ

單に破毀に止る場合 本條は死者の親屬より再審の訴をなしたる場合に裁判所

に於て再審の原由あることを認めたるときのみを規定するに過ぎずと雖も苟しくも之に類似の場合あるときは此規定を援用せざるべからず假令ば檢察官が死者の爲め再審の訴を爲したるときは如き又再審をなしたる後被告の死亡したるときは如き之なり

**第三百九條** 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示ス可シ

若し上告裁判所より移送を受けたる裁判所の審理により無罪の言渡ありたるとき又上告裁判所に於て再審の訴を理由あるものとなし原判決を破毀したる二個の場合に在ては被告人の名譽を回復せしめんが爲め其判決をば再審をなしたる裁判所再審の訴を判決したる上告裁判所被告人住所の地の裁判所原判決を爲したる裁判所犯罪地の裁判所等に揭示すべきものなり

**第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續**

凡そ皇室に對する犯罪の如き皇族の犯罪の如き國事犯の如く事件重大なる場合及

身分高貴なる人に關する場合に在ては通常の裁判所にして之を管轄するるときなすも當に裁判に必要な權力を欠くに止まらずして一般人民をして或は公平を疑はしむべし故に斯の如き事件は特別に之を大審院の管轄に屬せしめ特別の手續を以て審判するときはなしたるなり

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其搜查ヲ爲ス可シ  
地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ搜查ヲ爲シ檢事總長ニ報告ス可シ

構成法第五十條第六號に記載する犯罪に對しては大審院檢事總長に限り起訴の權を有するが故に其搜查の如きに至ても檢事總長の獨占に在り是れ畢竟其手續を鄭重ならしむるが爲めなりとす然れども檢事總長は獨自能く搜查をなすと能はざるべきを以て本條第二項は地方裁判所及び區裁判所檢事司法警察官に命ずるに其搜查を以てし以て其本職たる檢事總長に報告せしむるときせり獨り疑はしきは本條に於て控訴院檢事長の如き地方裁判所檢事正の如きを明示せざるに在れども然れ

ども既に其配下たる檢事にして搜查報告の權利義務を有する以上は之を監督する上官として焉んぞ其權利義務を有せざるの理なからんや故に解釋上に於ては是等の人と雖も尙ほ第二項に規定する者と同一に視るべきは當然なり

第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第四百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲スコトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

本條は右現行犯の場合に於て檢事司法警察官をして豫審をなさしむるを規定す然れども彼の通常の現行犯と異なる所は此場合に於ては豫審判事に通知せずして豫審處分をなし得ると是なり何となれば此場合に在ては定まりたる豫審判事なく只生したる事件に付き特に豫審判事を命ずるものなればなり

第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ檢事總長ニ送致ス可シ

前條の場合に於て地方裁判所檢察豫審處分を行ひたるに於ては證憑たる書類に其意見書を添へ速かに檢察總長に送致すべく區裁判所檢察にして豫審處分を行ひたるときは亦證憑書類に意見書を添へ地方裁判所檢察に送致すべく地方裁判所檢察も亦之に意見書を添へ檢察總長に送致すべきこと宛かも第四百四十五條の規定に同じ

第三百十三條 檢察總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴スヘキモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命スヘキコトヲ大審院長ニ請求ス可シ

其事件たるや大審院の特別權限に屬し且起訴すべきものと認むるときは豫審判事の命ぜしむ大審院長に請求すべし反之大審院の特別權限に屬せざるものと認むるときは第六十四條により管轄裁判所の檢察に送致すべきものなり

第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ

訴訟記録ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出ス可シ

豫審判事にして既に豫審をなし最早他に取調を要するとなしと思料したるときは訴訟記録に意見を付し大審院に差出すべく豫審終結の決定をなすべからず是特別に鄭重を要するものなるが故に豫審判事一人の決定に委すべからざればなり

第三百十五條 大審院ニ於テハ檢察總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致ス可シ若シ特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ

又第百六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免許ノ言渡ヲ爲ス可シ

豫審判事の取調終りたるときは茲に檢察總長の意見を聽き以て其事件の公判に付

すべきものなるや否やを決定するものなり然れども若し反之其事件たるや地方裁判所又は區裁判所の権限に屬するものなりと決定したるときは決定を以て其管轄裁判所を指定し其事件を送致すべし若し又軍法會議等の如き特別裁判所の権限に屬すべきものなりと認めたるときは同しく決定を以て管轄違の言渡をなすべきなり然れども其事件の公訴受理すべからざるものなること第百六十五條に指示する原由に存するときは大審院は決定を以て免訴の言渡をなすべきなり

第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審、公判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

本編は畢竟大審院の特別なる権限を定めたるに止まるを以て其規定に存せざる所は宜しく通則に復歸し其豫審公判の手續の如き一に第三編第四編の規定を準用すべきや論なきなり

### 第八編 裁判執行復権及特赦

是等の如きものは刑事訴訟の手續に入るべきものにあらずして刑事訴訟終結後の手續きなるを以て宜しく行政官の行ふべきものなりとす故に其處分は全く行政處

分なりと雖も然れども尙ほ宛かも刑法に在て主刑處分及付加刑處分を規定したるを同トくして偏廢すべからざるが故に茲に之を附加したるものなり

#### 第一章 裁判執行

第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

凡そ刑事の裁判は其關する處重く身体生命等に關し一旦執行を終れば再び回復すべからざるが故に裁判の確定したる後にあらざれば茲に其執行を許さざるなり  
(例外より違警罪即ち決例第五條第九條第十條)  
法文には單に刑の判決の執行のみを云ふと雖も其無罪免訴の此に於けるも亦其執行は判決の確定を俟つに非ずんばなすを得ざるなり

第三百十八條 死刑ノ言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三日内ニ

其執行ヲ爲ス可シ

凡そ死刑は刑罰中至重大なるものなるが故に通常の場合よりも一層之を鄭重になし、検事より速かに其訴訟記録を司法大臣に差出すべく、又司法大臣より其執行を命じたるときは三日内に執行すべきなり、故に其判決は確定せり、雖も直ちに執行するを得ずして必ず司法大臣の命令を待つべきなり

第三百十九條 死刑ヲ除ク外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス可シ

體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ遁レタル者ニ對シ、検事ノ發シタル逮捕狀ハ拘留狀ト同一ノ效ヲ有ス、其闕席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタルモノ亦同シ

死刑に至れば前條の特別あり、雖も其他の刑にして言渡確定したるときは直ちに之れが執行をなすべきなり(然れども罰金刑に付ては一月の猶豫期間料に付ては十日の猶豫期間あるを以て直ちに執行するを得ざるべし)而して體刑の言渡を受け其執行を遅れたる者に對して、検事の發したる逮捕狀は拘留狀と同一の效力を有するものなるが故に之を逮捕し拘留するを得べきなり

第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ検事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ検事ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ

罰金、料料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ検事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス可シ

破壊又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ検事之ヲ處分ス可シ

裁判の執行の如きは固より行政權に屬するを以て、検事の掌さざる所にして即ち其刑を言渡したる裁判所の検事又は上告裁判所より命を受けたる裁判所の検事の指揮によるものなり、其罰金料料及公訴の訴訟費用等は、検事の命令により之を徵收すべきなり、然らば之を徵收する者は明治十四年十二月司法省丁第二十五號達により書記之を徵收すべきなり



第三百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作  
リ刑ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス  
可シ

死刑の執行に關して裁判所書記其始末書を作る所以のものは其執行を鄭重にする  
が爲めにして刑法附則等に從ひ其立會を爲したる檢事典獄と共に之に署名捺印す  
べきなり

第三百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申  
立又ハ其執行ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ  
爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗告  
ヲ爲スコトヲ得

刑の言渡に對し疑義の申立あるとき又は刑の執行に對し異議の申立あるときは刑  
の言渡をなしたる裁判所其決定をなすべきなり抑も刑の言渡に對する疑義とは主  
文に記載せる文字不明にして輕禁錮たるや將た重禁錮なるやの分明ならざる如き

を云ひ又執行に對する異議の申立とは假令ば檢事が沒收すべからざる物品に對し  
て沒收する命令を下したるときその如き其執行に對してなすものを云ふなり而して  
其決定に對しては抗告を爲すを得べし

第三百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟ス可キ訴訟費用ニ  
付キ其判決ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

本條は賠償及訴訟費用の判決執行は民事訴訟法の定むる所に從ふを示せり（民  
訴第七二條乃至第八六條第四九七條乃至第七六二條）

### 第二章 復権

復権とは一旦剝奪されたる公權を回復するを云ふものにして尙ほ大赦特赦と同  
しく天皇の大權に屬するものなり（憲法十  
六條）

第三百二十四條 復権ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經  
過シタル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣ニ之ヲ爲ス可  
シ

復権ノ願書ハ現ニ住スル他ノ地方裁判所検事ニ之ヲ差出ス可  
シ

凡そ復権を願出るには刑法第六十三條に定むるが如く主刑の終はりたる日より五  
年を経過したる後刑の言渡を受けたる者より司法大臣になすべきものとす

第三百二十五條 復権ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ満期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタルコトヲ

證明スル書類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタル證  
書

第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

復権の願書には左の書類を添ゆべきものなり即ち

第一 何となれば復権は判決により剝奪せられたる公権を回復せんとするも  
のなれば其失權を宣言したる判決の正本を添ふべきは當然なり

第二 復権は主刑の終はりたる日より五年を経過するに非ざれば得ること能  
はざるが故に其主刑の満期となりたる日又大赦特赦若くは時効の成就したること  
を證明する書類なかるべからず

第三 何となれば是れ改過遷善の情の顯著なるや否やを證せんがために必要  
なればなり

第四 如此書類を添ふるは是れ即ち公権を回復せしむるも敢て私益に害する  
所なきを證せんが爲めに必要なればなり

第五 是れ復権を願ひ出でたる者の品行生計の如何を調ぶるに必要なればな  
り

第三百二十六條 検事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條  
ノ書類ニ意見書ヲ添へ之ヲ検事長ニ差出ス可シ

第三百二十七條 検事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復権ノ願ニ關

スル書類ニ意見書ヲ添へ之ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

第三百二十八條 司法大臣ハ復権ノ願ニ關スル書類ヲ檢閲シ之ニ意見書ヲ添へ速ニ上奏スヘシ

第三百二十九條 勅裁ニ因リ復権ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣ヨリ其旨ヲ檢察長ニ通知シ檢察長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢察事ニ通知ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半ヲ經過スルニ非サレハ更ニ其願ヲ爲スコトヲ得ス  
更ニ復権ノ願ヲ爲スニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從フ

第三百三十條 復権ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可狀ヲ檢察長ニ送致シ檢察長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢察事ニ送致ス可シ

檢察ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ

又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本ニ記入ス可シ

復権の願出ありたるときは檢察は其願人の品行尙ほ其他に必要な取調をなし前に述べたる諸種の書類に其意見書を添へて檢察長に差出すべきなり

檢察長の手許に其書類の達したる時は檢察長は亦自己の思考に従ひ更に必要の取調を爲し以て復権の願に關する諸種の書類に意見書を添へ司法大臣に差出すべし又司法大臣は其書類を査閲して之に其意見書を添付し速に上奏に及ぶべきなり

勅裁の結果復権の願を却下せられたるときは司法大臣は其旨を檢察長に通知し檢察長よりは願書を差出したる地方裁判所の檢察事に通知すべし此とき在て再び復権の願出をなさんには刑法第六十三條に定むる期間即ち五年の半を経過せざるべからざるなり況んや更に復権の願を爲すに付ても亦前數條の定むる所に從ふべきなり若し復権の裁可ありたるときは司法大臣は其裁可狀を檢察長に送り檢察長は願書を差出したる地方裁判所檢察事に送るべきなり而して檢察は裁可狀の謄本を願

人に下付すべきなり

又刑の言渡を爲したる裁判所に裁可状の謄本を送りたるときは其裁判所は復権の裁可ありたるを判決原本に記入すべきなり而して此手續は尙ほ特赦の場合にも適用せらるべきなり

第三章 特赦

第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法大臣ニ申立ツルコトヲ得  
監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢事ハ意見書ヲ添フ可シ  
特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上奏ス可シ

特赦を申立つるを得るは刑の言渡の確定したる後何時にても之をなすとを得る

者にして其之を申立つる者は刑の言渡をなしたる裁判所の檢事又は監獄署長より犯人情狀を具して司法大臣に申立つべきなり若し監獄署長より特赦の申立をなしたる時は檢事を経てなすべくして檢事は亦其意見書を添ふべきなり而して特赦の申立ありたるに於ては司法大臣は其書類に意見書を添へて上奏に及ぶべきなり  
特赦は其犯人一已を觀察して下すものなれば彼大赦の如く事件其物を見てなすものとは異なるなり故に假令共犯二人ありて其一人は特赦を受くるとを得るも他の一人は否らざるもあるなり

第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特赦ノ申立ヲ爲スコトヲ得

死刑ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セス

凡そ特赦の申立あるも刑の執行は停止せざるなり只死刑のみは之を停止す何となれば一たび其生命を奪へば又活かすとを得ざればなり而して司法大臣は刑の言渡確定したる後は何時にても其申立をなすとを得るなり

第三百三十三條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ

刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ其旨ヲ通知ス可シ

第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第三百三十條ノ規定ニ從フ

若し特赦の申立にして却下せられたるときは司法大臣は其刑の言渡を爲したる裁判所の檢事に其却下ありたる旨を通知すべし若し反之特赦の裁可ありたるときは司法大臣は特赦狀を刑の言渡を爲したる裁判所の檢事に送致すべくして此ときは凡て第三百三十條の規定に依るべきものとす尙特赦に付ては刑法に規定あり今之を茲に述ぶるは其所を得ざる恐あり故に省く宜しく就て看るべし

## 刑事訴訟法通解下卷終

### 附則

此附則は前治罪法の規定に依りて今現に裁判繫屬中に在る事件の取扱方を定めたるものなれば其前治罪法の時に起りたる事件が總て終結したる曉には即ち不用に屬すべきものなれども今參考の爲めに茲に之を附記するものなり

第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ヒ其故障ノ判決ニ對スル上告ハ之ヲ受理シタル地方裁判所又ハ大審院ニ於テ抗告トシテ之ヲ裁判スヘシ

舊治罪法には抗告に就ての規定あるとなく此刑事訴訟法に至て始めて之を見るものなれども其性質は舊治罪法の故障と相似よりたるものなれば此法律施行前即ち舊治罪法の時代に受理したる豫審の故障及び故障の判決に對する上告等は之を受理したる地方裁判所又は大審院に於て抗告として其手續に依り之が裁判をなすべきものなり

第二條 大審院ニ於テ既ニ受理シタル哀訴、裁判管轄ヲ定ムル

(附則)

(附則)

ノ訴及嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ治罪法ノ手續ニ依リ  
大審院之ヲ裁判ス可シ

舊治罪法には哀訴なる規定ありしも新刑事訴訟法には此規定なくして全く之を廢  
したるものなれば舊法時代に於て大審院の受理したる哀訴の手續及び裁判管轄を  
定むる訴其他嫌疑の爲めに裁判管轄を移す等の訴は新法に適合し難きものなれば  
舊治罪法の手續に依りて大審院に於て之を裁判すべきものなり

第三條 既ニ發シタル拘留狀收監狀ハ此法律ニ定メタル拘留狀  
ノ效ヲ有ス

本條は此刑事訴訟法以前に發したる拘留狀收監狀等と稱する令狀は此新法律に定  
めたる拘留狀の效力を有するものなることを定めたるものなり

第四條 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村  
長ヲ置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

此法律の規定する所に依りて市町村長の爲さるべからざる職務假令は第四百四條

の如き場合に於て其地に市町村長を置かざる時即ち東京市の如き地に於ては宛に  
角其市町村長を設くる地に於て市町村長の爲す處と同一職務を行ふ吏員に於て之  
を行ふべきものとすなり

第五條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ  
治罪法ヲ廢ス

本條は説明するまでもなく此法律を施行する日を示したる迄にして即ち此刑事訴  
訟法は明治二十三年十一月一日より施行し其效力を有するものにして夫れと同時  
に舊治罪法は效力を失して廢せらるゝものなり

(附則)

## 司法警察官執務心得通解

### 緒論

刑事訴訟法が刑法を活用するの機關なるとは既に刑事訴訟法の緒論に於て之を述べたるが如し而して其機關を運用して公訴の提起實行に任ずる者は實に檢事の掌る所に屬するなり然れども檢事が是等の運動を發起せんには必らずや多少の材料即ち證據を得るをなかるべからず而して之を得るの途は他なし只捜査審問等の方法に因りて之を收拾せざるべからざるなり然れども天下の廣き犯罪の數多なる一檢事の力を要することせん其職務の繁多なる三面六臂千手觀音の如き者にあらざるよりは到底之を能くすべしにあらざるに於て其手足となり其耳目となりて之が補助に任ずるの官あり司法警察官即ち是なり故に司法警察官の職務は檢事の指揮の下に立ちて之が耳目となり之が手足となりて或は捜査に従事し或は現行犯の場合に於て假豫審を爲し以て檢事が機關運轉の材料を供給する者なり從て其取扱手續の如きも其機關たる刑事訴訟法の規定を準用すべきは勿論なれども捜査と云ひ假豫審と云ひ皆迅速綿密を要し且時としては強制の處分をもなさざるべから

(緒論)

ざるもあるが故に刑事訴訟法の如き單に其大綱のみの規定に止めて其細密なる取扱を示さざるに於ては往々不都合を生ずるの場合なきにしもあらず故に茲に本則を以て即ち檢事の下役たる司法警察官の爲めに其取扱に關する細密なる手續を定めて豫め之が方針を示したるものなり即ち之を要するに司法警察官執務心得なるものは刑事訴訟法中の或部分に對する細密なる取扱手續を規定したるものにして宛かも刑法に於ける刑法附則と其關係を同くするものといふべきなり

### 第一編 總 則

總則は刑事訴訟法に於ける總則といへる意味と同く司法警察に關する一般の規則を定めたるものにして第二編以下の規定を行ふには必らず此總則に遵て行はざるべからざるものなり

### 第一條 司法警察官ハ犯罪ノ捜査ヲ爲シ現行犯罪ノ假豫審ヲ行フヲ以テ其職務トス

司法警察官とは元來檢事を始めとし總て刑事訴訟法第四十七條に記載したる官吏を指すものなれども本則に於ける司法警察官の職務執行の手續は單に本則第二條

に記載したる諸般の官吏に就て規定したるものにして是等の官吏は其職務として普通の犯罪に對しての捜査と現行犯罪に對しての假豫審を行ふべき者なるを規定したるなり而して茲に所謂犯罪の捜査とは非現行の場合に於て本則第二十六條に示すが如く檢事の爲すべき公訴の提起及び實行の材料を集むるを目的とするものなれば本來是れ檢事の職分に屬すれども前にも既に之を述べたる如く是等司法警察官吏は直接に人民と關係ある者なれば其性質舉動等を詳知し居るを以て其手足として材料の收拾に従事すべきものなり而して其詳なるものは本則第二十七條以下に之を規定せり只茲に一の注意すべきは假豫審なるものは現行犯の場合に非ざれば司法警察官の爲し得ざる所なれども捜査は其犯罪あるを認め又は犯罪ありと考ふる時に於ては非現行に就ても敢て檢事の指揮を待たずして之を爲し得べきものなれば特に法律に其取扱方法を規定する事の外は如何なる方法を以てするも敢て差支ふる所なく俗に所謂探偵といふものは即ち又捜査の一端なるものなり假豫審とは特に現行犯の場合に於て司法警察官の爲し得る所の手續にして其詳なるものは本則第三編以下に規定されたる所なり本來豫審なるものは判事の爲すべき當然の職務にして檢事と雖も之を爲すは既に總則に屬するものなれども現行犯の如



き急速なる場合に於ては先づ之を知りたる者に於て其處分を爲す時は其證據を得るに於て實に容易にして公益上必要なるを以て司法警察官と雖も亦其現行犯の場合に限りては假りに豫審處分を爲すを得せしめたるものなり故に其權限の如きも只だ其公益に必要な部分に止めて判事の爲すべき豫審處分よりも其權限を小にしたるは刑事訴訟法第四百七條等の規定する所なり而して茲に現行犯と云ふは刑事訴訟法第五十七條に規定したる準現行犯の場合をも亦此中に包含して司法警察官に於て豫審を爲すを得るものなり

第二條 左ニ記載シタル官吏、公吏等ハ司法警察ノ職務ヲ行フ

ニ付キ檢事ノ指揮ヲ受ク可キモノトス

- 一 警視、警部長、警部
- 二 憲兵將校、下士
- 三 島司
- 四 郡長

五 市町村長及ヒ之ヲ置カサル地ニ於テ其職務ヲ行フ吏員

六 林務官

七 北海道集治監ノ典獄

八 海船ノ船長

第六以下ニ記載シタル者ハ各其主管ニ關スル犯罪ニ付キ司法警察ノ職務ヲ行フ

第三乃至第五ニ記載シタル者ハ急速ヲ要スル場合ヲ除ク外成ル可ク其處分ヲ第一第二ニ記載シタル者又ハ主管ノ者ニ讓ル可シ

本條は如何なる者が司法警察官として檢事の下に職務を行ひ得べきやを規定したるものにして官吏とは本條の第一より第七に至る諸種の官吏を謂ふものにして公吏とは其第五に於ける市町村長等市町村制に依りて選舉せられたる者を謂ひ是等は多くの場合に於て公吏たるを以て斯くの如く別個に公吏の二字を加へたるもの

なり而して第八に記載したる海船の船長の如きは官吏にも亦公吏にもあらざれど尙ほ場合に依りて司法警察官として其職務を行ふべき者なり

第九項の意味は第六以下に記載したる即ち林務官以下の者は通常の場合に於ては司法警察官たるの資格なき者にして只其自己の掌る本職に關係する犯罪假令は林務官に在ては山林盜伐等の如き又北海道集治監の典獄に在りては其囚人が出役先きに於て罪を犯したるが如き又船長に在りては海船内に於て其乗組員又は乗客の犯罪ありたるが如き場合に限りて司法警察官として其職務を行ふべき者なり而して其第八に記載する船長の如きは特に海船の船長と記載するが故に河及湖等を航行する船舶の船長は假令其船中の犯罪と雖も司法警察官の事務を爲すべき者にあらざるなり畢竟是等は陸地を距ると海船の大洋中に於けるが如くならずして本職たる官吏の出張を得ると容易なれば本來官吏にも亦公吏にもあらざる者に止むを得ずして之を托する特別の規定を適用するの必要なればなり

第十項は第三島司郡長市町村長の如きは第一第二に記載したる官吏と異り平素是等の職に在る者にあらざれば從て其事務に巧拙あるは止を得ざる所なるを以て特に急速を要して其本職を待つ暇あらざる場合にのみ特に司法警察の事務を取扱

ひ然らざる場合に於ては成るべく其本職たる第一第二の官吏に其取扱を譲るべきを規定したるなり

第三條 警視總監、府縣知事東京府知事ヲ除クハ各其管轄地内ニ於テ犯罪

捜査ノ權ヲ有スト雖モ異常ノ場合ニ於テ之ヲ行フヲ例トス此

場合ニ於テモ成ル可ク其處分ヲ檢事ニ讓ル可シ

警視總監及各府縣の知事は其管轄の場所内に於ける犯罪に限りては司法警察官として職務を行ひ得べきとは刑事訴訟法第四十七條に示すが如くなれども是等は特別の場合即ち非常に迅速を要する場合若くは自身之を爲すにあらざれば公益を維持するに能はざるが如き止むを得ざる場合にのみ限りて其通常の場合又は異常の場合と雖も尙ほ檢事を待つ丈の猶豫をなして差支へなきが如き場合に於ては其處分は成るべく本職たる檢事に讓るべきものなり而して本條に東京府知事を除きたる所以は東京市は人口多く其諸般事務の如きも極めて繁雜なるが故に特に警視廳を設けて各府縣に於ける諸般の事務を府知事と警視總監とに於て分割するが故に東京府知事に限りて司法警察官の職務は之を取扱はざるなり

第四條 司法警察官ノ職務ハ晝夜ノ別ナク休暇ト雖モ之ヲ行フ可キモノトス

凡て社會の出來事は休暇なりきて休むをなれば從て犯罪の如きも亦休暇日なりきて遠慮して犯さざる者もなく却て或る場合には休暇日に士人の群集を好期として之を犯すもあるが故に之が職務に任ずる司法警察官の職務は大祭日なりきて夜分なりきて休息したらんには到底此社會の安寧を維持し得ざるものなり故に假令一秒時の間たりとも休止するとなし眠らず休まず之を行ふべきものなり

第五條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ迅速ニシテ事機ヲ失ハサルコトヲ要ス

司法警察官の職務は尤も迅速機敏に處して機會を失はざる様に處分せざるべからず而して其迅速事機を失はざる様になすきは如何にすべきや之れを豫め定め置くを得ざるものなれども元々犯罪なるものは人の隙に乗じて之を行ひ得るものなれば其行爲も從て機敏にして司法警察官たる者若し其處分を猶豫したらんには忽ちに知れ得べき犯罪人も終には跡を晦まし證憑を得る能はずして犯罪捜査の目的

を達する能はざればなり

第六條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ緻密ニシテ細大ノ事物ニ注目スルコトヲ要ス

犯罪人は出來得る丈其證憑を遺さざらんとして注意するものなれば之が捜査に任ずる司法警察官なる者は又極めて綿密に微細の事に至るまでも注意に注意を加へざるべからず且つ犯罪は往々極めて僅かなる人の却て注目せざる所より發見し得るものなれば其事の大なるも小なるもを問はず總ての事物に注意して其職務を行はざるべからず其迅速を要するを名として粗漏に流るゝが如きとあるべからざるなり

第七條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ能ク秘密ヲ守リ犯人逃走、罪證湮滅、人心動搖ノ弊ナカラシメ且被告人其他ノ者ノ名譽ヲ毀損スルコトヲ要ス

司法警察官の職務を行ふには極めて秘密を要し其事情の外に漏るゝが如きとあるべからず若し其内部の事情にして少しにても他人の知る所とならんが諸方に傳へ

廣まりて之が爲めに犯人の逃走罪證の湮滅等を生ぜしめ以て犯罪捜査の目的を達し得ざるのみならず場合に依りては人心の動搖を來たし又は未だ犯罪人なるや否やも確定せざる被告人の名譽を損して再び取返すと能はざるが如きとなきにしてもあらず故に其職務を行ふに當りては極めて之を内密にして犯罪人又は同類者其他の者の爲めに其秘密を覺られて之を取逃がし又は其犯罪の證據となるべき物件を取り隠くし其他人心を騒がし又は被告人の名譽を損せざる様氣を付けて其證據の發見に勉めざるべからず

第八條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ大事ニ嚴ニシテ小事ニ寛ナ

ラサル可カラズ

又濫リニ人ノ隱微ヲ許クコトナキヲ要ス

本條は司法警察官の職務を行ふ大方針を示したるものにして即ち事の大にして社會の安寧を害する殺人罪の如き甚しきものに至つては極めて嚴重に其職務を行ふて毫も假す所あるべからず又事の小にして害を社會に及ぼすと少なき違警罪の如きものに向つては幾分か寛大なる處分を爲し好んで犯罪人を造り出すが如きとな

き様に爲さざる可からず若し事の小さなにも拘はらず嚴重に之が職務を執行するに至らば人情の反動として却て罪を犯すが如きとあるべく又大事に寛大なれば之が爲めに馴れて罪を犯すと容易なるに至るべければ其社會に及ぼす害毒の多少を考へ大事に嚴にして小事に寛なるは是れ實に法律執行の目的に協ふものといふ可きなり

所謂人の隱微とは即ち犯罪にあらざる秘密にして例へば男女の交情の如き又假令に犯罪と雖も彼の姦通罪の如き本夫の告訴を待て其罪を論ずるもの、如きは司法警察官たる者の濫りに進んで之を發き出すに於ては却て社會の安寧を害し法律規定の本意を誤まるものなるが故に斯の如き隱微なる秘密は濫りに之を許き出すとなき様せざる可からず

第九條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ法律ニ於テ特ニ定メタル場合ノ外強制ヲ用フルコトヲ得ス

所謂強制は人の自由に反して行ふ所の處分にして司法警察官が場合に依りて之を行ひ得るとは勿論なりと雖も元來人の自由は極めて大切なるものにして憲法の明

かに付與したる臣民の權利なるを以て何人とも濫りに之を強制し得るものにあらずされば法律が特別に其強制し得るとの規定を爲したる場合に非らざれば假令職務を行ふ時と雖も之を用ゐるを得ざるものなり

第十條 司法警察官ハ服務時間外ト雖モ急速ヲ要スル事件アルトキハ成ル可ク其處分ヲ爲サ、ル可カラス

本則第四條にも示したるが如く司法警察官の職務は寸時も休止せざるものなるが故に假令自身が賜暇休日等に當りて職務に服せざる時と雖も苟しくも急速を要する場合には成るべく之が處分を爲さざる可からず何となれば若し自己が休日たるの故を以て之が處分を爲さざるに於ては爲めに第五條規定の主旨に戻りて犯人の逃走證憑の湮滅等に時機を與へ其本來の職務の目的を完ふし能はざるべければなり

第十一條 司法警察官ハ専ラ奸惡ヲ摘發シ公害ヲ除クコトニ著限ス可シ一概ニ犯罪ヲ檢舉スルコトノ多數ナルノミヲ以テ其職務ヲ盡スモノト爲ス可カラス

本條は第八條と同トく司法警察官に其職務の方針を示したるものにして即ち司法警察官たる者は勉めて社會に害毒を興ふるとの大なる奸惡に就ては嚴重に之を發見して公益に對する害を除くことに注意せざるべからず只犯罪を捜し擧ぐるもの多きを以て能とせざるなり即ち假令ば田野竊盜の如き犯罪數十件を擧げんよりは擧る強盜殺人の如き一罪を擧ぐるとを注意せざるべからず是れ即ち強盜殺人の如きは其社會の安寧を害する尤も甚しきものなれば一日之が捕縛を緩ふせんが其害毒は測るべからざるものなれども田野竊盜の如きは敢て社會に害なしといふにはあらざるも其安寧を害するの點に至ては敢て前者の如くならざるが故に是等の檢舉のみに汲々として徒らに其數多きを能とするは司法警察官職務の本旨にあらず只社會の公益を害する點の多少に注目すべきものなり

第十二條 奸惡ノ徒ハ巧ミニ法網ヲ脱スルコトヲ圖ルモノナレハ司法警察官タル者宜シク其犯情ヲ看破スルコトニ注意ス可シ

惡事に長けたる者程法律の眼をがすめて其網を潜るに巧みなる者なれば司法警察

官たる者は徒らに其上邊ばかりに注意して内情を打捨て好惡の徒を見脱がすが如きとあるべからず勉めて其情實の眞態を探ぐるを以て目的とし其奸計を見破るを注意せざるべからざるなり

第十三條 司法警察官ハ捜査ヲ爲スニ付キ檢事ノ指揮ニ從フ可キハ勿論ナリト雖モ事毎ニ其指揮ヲ待ツ可キモノニ非ス故ニ犯罪アルニ當テハ直チニ捜査ニ着手セサル可カラス

司法警察官が其職務を行ふに就て檢事の指圖を受くべきは勿論謂ふまでもなきとなれども其犯罪の捜査を爲すが如き場合に於て僅かの事にも一々其指圖を待つべき時は即ち第五條の所謂迅速にして事機を失はざるの主意を達する能はざるが故に其大綱に關して檢事の指圖を受くれば敢て事毎に一々其指圖を待たずとも直ちに犯罪の捜査に着手せざるべからざるなり

第十四條 司法警察官、被告人又ハ被害者ト親屬若ハ故舊ナルトキハ嫌疑ヲ避ル爲メ成ル可ク其處分ヲ他ノ司法警察官ニ讓

ル可シ

犯罪の捜査等に從事する司法警察官が犯罪の嫌疑ある被告人又は其害を受けたる者と親屬又は朋友等の縁故ある者なる時は假令自分に於て不公平等の事なしとするも其縁故上愛憎の爲めに其處分に輕重なきか人の疑を惹起すが故に之を避くる爲めに其處分を爲すとは是等の者に縁故なき他の司法警察官に讓るべきものなり

第十五條 司法警察官職務ヲ行フ場合ニ於テ其制服ヲ著用セサルトキハ司法警察官タルノ證票ヲ携帶ス可シ若シ請求スル者アルトキハ之ヲ示ス可シ

犯罪の捜査等を爲すには極めて秘密を要するものなれば時に依りては其服裝を變ずる等の必要あることあり茲に於て司法警察官にして其職務を行ふ時に一定の制服を著用せざる時は其證票假令は名刺手帖の如きものを携へ若し其官吏たる證據を見んと請ふ者ある時は之を示すべきものなり畢竟是れ惡徒の官名を偽りて人民に迷惑を掛くるが如きとも往々世にあるとなれば必らず其眞正の司法警察官た

る證票を携ふべきものと定めたるなり

第十六條 司法警察官職務ヲ行フニ際シ必要トスルトキハ警察署、憲兵屯營ニ照會シテ巡查、憲兵上等兵ヲ使用スルコトヲ得但事機緊急ナルトキハ直チニ之ヲ使用スルコトヲ得

司法警察官は何人たりとも職務を行ふ場合に必要ありて巡查憲兵等の力を假りんさする時は警察署憲兵屯營等に照會したる上巡查憲兵上等兵等を使用するとを得るなり然れども事機一刻も猶豫すべからずして警察署憲兵屯營等に照會打合せを爲す暇なきに於ては敢て照會せずして直ちに之を使用するとも出來得るなり

第十七條 司法警察官ハ各其行政上ノ管轄區域内ニ於テ職務ヲ行フヲ例トス但假豫審處分ヲ除ク外時宜ニ依リ他ノ管轄區域内ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

本條は司法警察官の職務を行ふ管轄區域を定めたるものにして其職務を行ふは行政上の區域と同トク假令は神奈川縣警部長なれば神奈川縣下一般某警察署警部な

れば其在勤務警察の管轄區域を限りて行ふを通例とすれども時と場合とに依りては便宜上他の管轄區域即ち他縣下他管轄に於ても之を行ふとを得るなり然れ共現行犯に於ける假豫審の處分に限りては他の管轄地内に於て之を行ふとを得ざるなり

第十八條 司法警察官搜查ヲ爲スニ付テハ犯罪ノ性質、場所及ヒ被告人ノ身分ニ付キ制限アルコトナシ

司法警察官が犯罪の捜査を爲すに就ては其犯罪の性質假令は國事犯とか常事犯とか又は陸海軍に關する犯罪とか云ふが如き犯罪の性質及び其犯罪の場所又は犯罪の捜査を行ふべき場所又は被告人の身分が華族たり平民たる等の差あるに依りて異りたる制限はなくして皆同一に行ふとを得るなり是犯罪の捜査は公訴の材料たる證憑を集むるものなれば身分の如何に依りて其手續を異にする性質のものにあらざればなり

第十九條 司法警察官他ノ司法警察官ヨリ其管轄區域内ニ於テ取扱フ可キ事件ニ付補助ノ求メアルトキハ之ニ應ス可シ豫審判事ノ求メニ付テモ亦同シ

總て官衙に於て其職務を行ふに定まりたる區域あるも其公益上必要なる場合には互に相輔けて以て國家の安全を保つべきものなれば甲地の司法警察官が乙地の司法警察官より甲地の管轄内に於て取扱ふべき事柄に就て其權限なきより已むを得ず補けを求めたる時は速かに之に應ずべきものなり豫審判事が補助を求めたる時に於ても亦同く之に應ずべきものなり而して檢事は當然是等の司法警察官を指揮し得べきものなれば別段茲に之を記載せざるなり

第二十條 司法警察官左ニ記載シタル犯罪アルコトヲ知リタル

トキハ速ニ之ヲ檢事局ニ報告ス可シ

- 一 刑法第二編第一章第二章及第三章第一節ノ犯罪
- 二 高等官、華族、有位、帶勳者ノ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ犯罪
- 三 外國人ノ犯罪及ヒ外國人ニ對シタル犯罪
- 四 重要ノ犯罪又ハ公衆ノ耳目ヲ惹ク可キ犯罪

司法警察官は檢事の手足耳目たるべき者なれば苟くも犯罪あるに於ては之を檢事に通知すべきものなれども其事の大なるも小なるもに依りて自<sup>オ</sup>から差なきを得ず若し如何なる小事と雖も尙ほ重大なる事件と同トク之を取扱ふに於ては事の繁雜なるより却て大事をも打捨て置くが如きとありて大に不都合なき能はず故に本條各項に記載したるが如き重大の犯罪あるを知りたる時は何事を捨置きても直ちに檢事局へ通知せざるべからず是等は事件の重大なるか又は其身分等より通常の場合と取扱を異にするものなればなり即ち本條第一は國家の存立に關係する重大なる犯罪にして其捜査等も極めて嚴密にするの要あるものなり其第二第三の如きは身分に依て取扱を異にするものなり第四は犯罪人等に身分の差あるにあらず又其犯罪に異る所なければども其關係する所大にして重要なりと認め又は彼の前年相馬事件の如く世人の耳目を傾け居たるが如き犯罪に就ては皆速に檢事に報知するを要するなり

第二十一條 陸海軍軍人、軍屬ノ犯罪ニ付テハ陸海軍治罪法及ヒ其違警罪處分例ニ從ヒ處分ス可シ但歸休兵及ヒ豫備、後備



ノ軍籍ニ在リテ召集中ニ在ラサル者並ニ在官、現役又ハ召集  
中罪ヲ犯シ免官、免役若ハ解散ノ後發覺シタル者ハ常人ノ例  
ニ依ル

陸海軍の軍人及軍屬即ち將校兵士にあらずして陸海軍に籍を掲ぐる者等は其犯罪  
に就ても別に其部内に行はるゝ刑法及其犯罪に關する取扱手續を定めたる治罪法  
及違警罪等あれば其定めたる手續きに依り處分すべきものなり然れども本條但書  
に記載したる者は假令身分は軍人軍屬なるにもせよ通常の刑法刑事訴訟法及違警  
罪等によりて取扱ふべきものなり(一)歸休兵とは徵兵にして或る時間服役して歸休  
を命ぜられたる者(二)豫備とは現役を終りたる者(三)後備とは現役豫備役を終りた  
る者而して此(三)は時々召集せらるゝ者なれば其召集中は現役の軍人軍屬と同ト  
く陸海軍の刑法治罪法等に依り其召集せられざる場合に於てのみ通常人の例に依  
るなり(四)陸海軍に在官中又は現役其他召集中に罪を犯し其官を免ぜられ又は現役  
を免ぜられ若くは召集を解かれたる後に發覺したる者即ち其犯罪は元來陸海軍刑  
法等を適用する時に爲したるものなれども其發覺は其後に係るを以て矢張通常人

と同様の處分に依りて取扱ふものなり尙詳かなるは徵兵令及陸海軍刑法治罪法等  
と相参照して之を了知すべきなり(陸軍治罪法第四十二條及び第四十三條海軍  
治罪法第四十二條第四十三條及第四十九條陸海軍軍人軍屬違警罪處分例各第壹  
條)

第二十二條 外國公使館ニ關スル事件ニ付テハ明治七年太政官

第二百二十八號達ニ從ヒ處分ス可シ

諸外國の公使は其本國の代表者なるを以て其屬官妻子等に至るまで國々國との禮  
義上我國の法律を加へ得べからざる者なり故に其犯罪に就ての取扱も亦通常の日  
本國人又は通常の外國人等を取扱ふ手續きに依るべきものにあらずして明治七年  
太政官第二百二十八號の達に従て處分すべきものなり故に其精しきとは同達に就て  
見るべきなり

第二十三條 本邦ノ裁判權ニ屬セサル外國人ノ身體、家宅、物件

ニ關スル處分ニ付テハ本則ヲ適用ス可ラス

日本と歐米諸國とは條約上治外法權なるものありて本邦に在留せる者も本邦の裁

判權に屬せざる者あり故に是等の外國人の身體、家宅、及其所有に係る物件等に對しては本邦人を取扱ふと同様なる手續を爲すと能はざるなり

第二十四條 司法警察官ノ作ル可キ書類ニハ所屬官署ノ印ヲ用ヒ年月日、場所ヲ記載シテ署名捺印シ每葉ニ契印ス可シ若シ官署、公署ノ印ヲ用フルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ヲ記載ス可シ

又書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄ス可ラス若シ挿入、削除及ヒ欄外ノ記入ヲ爲ストキハ之ニ認印シ其字數ヲ記載ス可シ但削除ノ部分ハ讀ミ得可キ爲其字體ヲ存ス可シ凡テ書類ハ文飾ヲ用ヒス簡明平易ニシテ事實ヲ失ハサルコトヲ要ス

本條は司法警察官の作るべき書類に就ての方式を定めたるものにして刑事訴訟法第二十條以下の規定と同トく是等の方式を缺く時は公正の書類たる性質を失ひ證據として採用すべからざるものなるを以て注意して本條の規定を違へざる様せざ

るべからず即ち司法警察官が其在勤する官署の印を押すと其書類を作りたる年月日場所等を記載すると尙自分に名を書し印を押すと紙の變り目毎に前の紙と後の紙と綴ぎ印を押すと又自分の附屬する官署の印を押すと其出來ざる時は其出來ざる理由を書くべきなり又凡て書類を作るには文字を書き直すべからず若し書き損トて書直さざるを得ざる時は其書き入れ又は削りたる文字其他部の外へ書き入れ等を爲したる時は一々之に印を押し且其書き入れ又は削りたる文字の數を記し其削り去りたる文字は眞黒に消さずして棒等を引き其前に書きたる文字を讀み得べき様爲し置くと其他文章の書き方は形容詞等を用ゐて其文脈を飾らず短くて其意味の明らかに通じ且成るべく平易なる語を用ゐて分り易く只勉めて其事物の眞を失はざる様心付けざるべからず

第二十五條 被告人、證人其他ノ者ノ署名捺印ヲ要スル書類ハ之ヲ本人ニ讀聞カセ署名捺印セシム可シ若シ本人署名捺印スルコト能ハサルトキ又ハ氏名ヲ代書シ本人ヲシテ拇印若ハ捺印セシメタルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

本條は被告人證人等の申立を書き取りたる時に當りて其書類を作る方式を記載したるものにて是亦前條と同く少にても此方式に背くときは他日證據として採用すべからざるものなれば極めて注意せざるべからず即ち被告人證人等の名を署し印を押すを必要とする書類は之を其本人に讀み聞かせたる上に自分に姓名を記し印を押さしむべきものにして若し其者が無筆病氣等にて自から爲し能はざる時又は他人が代書し本人に爪印又は印のみを押させたる時は其爲さしめたる通りの趣を記載すべきものなり

第二編 捜査

凡そ犯罪に對しては之に刑罰を加へざるべからざるや勿論なりと雖も假令犯罪あるも其犯人の誰なるも及其者を犯人と認むるには如何なる證據あるや等の事實が擧るにあらざれば如何に檢事にして公訴を起さんとするも詮方なきものなれば檢事の耳目たる司法警察官は宜しく是等の事實を捜査して之が材料を興へざるべからず即ち本編は其捜査の手續及心得等に就ての規定を示したるものなり

第二十六條 捜査ハ犯罪ノ證據及ヒ犯人ヲ檢舉シ公訴ノ提起及

ヒ實行ノ資料ヲ得ルヲ以テ目的トス

凡犯罪人を罰せんとするには先づ其犯人を見出さざるべからず次に其者を犯人となすには其罪を犯したる事實を證明せざるべからず即ち殺人罪に於ては血の付きたる刀衣類等の如き又其當時其者が血だらけになりて逃去りたる事ありと云ふが如きは皆殺人罪に就て事實を證明するものなれば是等を總て證據とは云ふなり即ち此證據と犯人を見出し得て始めて公訴を起し其犯せる罪を罰し得べきものなるを以て捜査は即ち是等の材料を集めて公訴の手續を爲し其罪を罰し得べき材料を得るを以て目的と爲す

第一章 捜査著手

本章は捜査に取掛るべき場合に就ての規定を爲したるものなり

第二十七條 捜査ハ現行犯、告訴、告發、自首、新聞、風説其

他見聞シタル事物ニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタル場合ニ於テ著手ス可キモノトス

本條は如何なる時に捜査に取掛るべきや即ち換言せば捜査の發生する時期原因を規定したるものにして即ち捜査は刑事訴訟法第五十六條同第五十七條の場合告訴即ち害を被りたる者より訴へ出でたる場合告發即ち害を受けたる以外の者より告げたる場合犯罪人が自身より名乗り出でたる場合其他新聞の記事人の噂及自身の見聞したる事物にして犯罪のあることを認め又は犯罪あるならんことを考へたる時に取掛るべきものなり

第二十八條 告訴、告發ノアリタル場合ニ於テ告訴ヲ告發ト稱シ告發ヲ告訴ト稱シ其他何等ノ名稱ヲ以テスルモ之ヲ受ケ宜ク實ニ從テ處分ス可シ

告訴とは害を受けたる者より訴へ出づることを云ひ告發とは官吏又は其害を受けたる以外の者の爲す申出者を云ふにして共に其名目の異なるのみに止まり官に告ぐるの點に至ては異なるなければ其名目を取違へて告訴と云ふべきを告發といひ告發と云ふべき時に告訴といふも其他如何なる名目にて申出づることも之を斥くるなくして之を受け付たる上其實際即ち申出人は告發と云ふも實際告訴なれば宜しく

告訴の手續に依るべきが如く總て實際に依りて之を處分すべきなり

第二十九條 告訴、告發ハ却下ス可キモノニ非ス其捜査ニ著手ス可キ事件ナルト否トニ拘ハラズ之ヲ受ケ相當ノ手續ヲ爲ス可シ

告訴告發は如何なる場合例へば司法警察官が犯罪にあらずと認むるも之を却けべきものにあらずして其捜査に取掛るべきものなること然らざることを問はず之を受けたる上に相當の手續即ち刑事訴訟法第四十九條第二項及第五十三條第二項等の手續に依りて之を檢事へ送らざるべからず

第三十條 書面ヲ以テ告訴、告發ヲ爲シタル場合ニ於テ其旨趣不明瞭ナルカ又ハ本人ノ意思ニ適合セサル可シト思料スルトキハ其取調ヲ爲シ調書ヲ作ル可シ

書面にて告訴告發をなしたる時に其書き方の悪しきが爲めに理由分らず又は告訴告發を爲したる本人の實際の心と書面の書き方と違ふたりと思ふ時は之を取調べ

たる上司法警察官に於て其取調べ書を作るべきものなり其署名捺印すべきに付ては第二十四條第二十五條に依るべきなり

第三十一條 口述ヲ以テ告訴、告發ヲ爲シタルトキハ隨意ニ其事件ヲ陳述セシメ調書ヲ作ル可シ

口先にて告訴告發を爲したる時は其謂ふ事を聞き取り司法警察官に於て調書を作るべきものなり而して其申立を爲さしむるに付ては少しも之に關係する等のとなく申立人の思ひの儘に言はせて其通り書き取るべきものなり是れ畢竟犯罪事實の證據となるものにして其告訴告發を爲したる者の何人なるやを證せん爲めなればなり

第三十二條 告訴、告發ニ付増減變更ノ申立アリタルトキハ本人ヲシテ書面ヲ差出サシメ又ハ其調書ヲ作ル可シ

一旦告訴告發を爲したる者が一時の憤り等にて申立て過ぎたる等のとあり又は未だ申立足らざるとありて増したり減したり又は之を變へんとする時は本人自身に書面にて之を爲さしむるか又は之を取調べて更に調書を作るべきものなり是れ往

往後の申立と雖も尙ほ或は眞實を得ざると多ければなり

第三十三條 告訴、告發ヲ受クルトキハ成ル可ク犯罪ノ性質、方法、日時、場所、被告人、證人ノ住所、氏名其他證據及ヒ事實參考ト爲ル可キコトヲ申立テシメ調書ヲ作ル可シ

本條は告訴告發を受けたる時の調書に書き備ふべき必要の事柄を規定したるものにして畢竟是等は公訴の實行に必要なものなればなり即ち其犯罪の性質仕方日時場所被告人證人等の住所姓名其他犯罪の證據となるべき事柄又は證據として事實を證明する程には至らざるも事實の參考として考を惹き起すに足るべき事柄等を申立てしめ以て調書に記載すべきなり

第三十四條 被告人ヲ指名シテ告訴、告發ヲ爲シタルトキハ本人ト被告人トノ關係如何ヲ察シ其誣罔ニ出ルナキヤ否ニ注意ス可シ又告訴人ノ如キハ一時ノ忿怒ニ因リ過實ノ申立ヲ爲スコトナキヲ保シ難キヲ以テ成ル可ク失誤ナキコトニ注意セシ

ム可シ

罪を犯したる者は何の誰なりと被告人を名指して訴へ出でたる時は其訴へ出でたる本人と訴へられたる被告人との間柄は如何なるやを察し若し告訴人は被告人に怨みありて詐りの訴を爲したるには非ざるや等に氣を付け又は告訴人の如きは往々一時の憤りの爲めに實際の事柄に過ぎたる申立を爲す等の事あるやも測り難く後に悔ゆる等の誤りを爲すものなれば能く是等の事なき様氣を付けべきものなり

第三十五條 告訴人、告發人ニ於テ犯罪ヲ申告シタルカ爲後難ヲ畏ル、模樣アルトキハ其氏名ヲ顯サ、ルコトニ注意ス可シ

告訴人告發人にして或者が犯罪を爲したるを申し出でたるが爲めに後日其者より怨みを受けて仇を爲されんと等の難を畏れる様子ある時には其申出でたる者の姓名等を知られざる様氣を付けざるべからず假令ば調書等に明かに姓名を示さずして某より聞きたる等と記すべきなり然れども奸惡に長けたる者に在ては往々名

を後難を恐るゝに借りて虚偽の申立をなすとあれば其眞想を看破すべきことに注意せざる可からず

第三十六條 代人ノ告訴、告發ニ係ルトキハ委任狀ヲ差出サシ

可シ但法律上代理人告訴ヲ爲ストキハ此限ニアラス

代理人を以て自己に代り告訴告發等を爲したる時は其代理を委任したる委任狀を出さしめざるべからず是其正當なる代人たるを證明するものなればなり然れども本人より委任したるに非らずして法律に定めたる代人即ち明治十四年十二月第七十三號布告に定めたる二十歳に滿ざる者の父若は母又は親屬後見人及自己の夫たる者自癡者瘋癲人等の管理を爲す者其他治産の禁を受けたる者の財産を管理する者等が本人に代りて爲す告訴は委任狀を要するものにあらざるなりこれ本人に代はりて自身の名義を以て其責を負ふが故なり

第三十七條 告訴、告發ノ取下アルモ其書面ハ返附スルモノニ非ス更ニ本人又ハ代人ノ署名捺印シタル取下申立書ヲ差出サシム可シ

口述ヲ以テ取下ヲ爲ストキハ其申立ニ付調書ヲ作ル可シ

一旦告訴告發を爲したる者は又隨意に之を取下げ得べきものなれども其前に差出したる書類は返すべきものにあらずして更らに本人又は代理人の名を記し印を押したる取下げの申立書を差出さしむるものなり又若し是等の事を爲すもの書面に差出さず口上にて其取下げを爲したる時は其取下げの申立に付ても亦取調べ書を作るべきものなり

第三十八條 官吏、公吏職務上ノ告發ハ檢事ニ爲ス可キモノナリト雖モ急速ヲ要スル事件ニ付一面司法警察官ニ報告アリタル場合ニ於テハ司法警察官ハ通常ノ手續ニ從ヒ捜査ニ著手ス可シ

官吏公吏等の自分の職務上假令は收税吏が脱税に付て爲す告發等は直ちに檢事へなすべきものなれども至急を要する事柄にて一方には檢事に告發し一方には司法警察官へ告發の知らせありたる時又は官吏公吏の職務を行ふ地に檢事局の無き等の理由よりして急に犯罪事件の報告を爲し來りたるときは司法警察官は通常の告

訴告發を受くる手續きに依りて直ちに犯罪の捜査に取掛るべきものなり

第三十九條 犯罪ヲ自首スル者アリタルトキハ其陳述ヲ錄取ス可シ

犯罪人が自分に爲したる犯罪を名乗り出でたる時は其申立の次第を書き取るべきものなり然れども固き自首をなすに至るには色々の原因の潜伏する處なきに非ざれば是等は精細に記載すべきものなり

第四十條 自首ハ悔悟又ハ減刑ノ企望ニ出ツル者多シト雖モ或ハ他人ノ罪ヲ免レシムル爲自ラ誣ヒ或ハ重キ罪ヲ避クルノ意ヲ以テ輕キ罪ヲ首出スル等ノ事ナシトヒス宜シク其虛實及ヒ盡不盡ニ注意ス可シ

犯罪人が自身より名乗り出づるは其惡しきとを後悔し又は自首に依て刑法に定めたる通り其罰を減ぜられんとを望むに出づる者通常なれども中には博徒の如き親分の罪を免れしむるが爲めに乾兒が他人の罪を引受けて名乗り出づるものあり又

は輕き罪を名乗り出で、夫が爲めに重き罪の探索を緩くし官に油斷をさせて罪を逃るゝ等の事あれば自首したりして必らず後悔したるものなれば詐りを謂はざるべしと油斷をなすが如きとあるべからず必らず篤き其實否を取調へ又其申立が残らず罪を名乗り出でたるや否や等を考へて深く其等の點に注意を爲さざるべからず

第四十一條 新聞紙上犯罪事件ヲ記載シ又ハ犯罪アリタルノ風説アルトキハ其出所、原因等ヲ取調へ其虛實ニ注意ス可シ

新聞紙に犯罪に關したる事柄を載せたる時又は犯罪の噂等ありたる時は其記事及噂の出所又は其噂の立ちたる譯記事の出でたる等の原因を取調へて其實否に氣を付けざるべからず是或は何にか爲めにする所ありて犯罪に關係ある者の作り出したる等のとあるやも知るべからざればなり

第四十二條 變死、創傷者アリタルトキ又ハ隱匿、埋藏物等ヲ發見シタルトキハ其犯罪ニ原因シタルヤ否ニ注意ス可シ

水死縊死を問はず總ての變死人又は傷を受けたる者等ありたる時及物件の匿くしたるもの埋め匿くされたる物等を見出したる時は其犯罪と關係ありて假令は盜みたる物を匿くしたるにはあらざるか或は犯罪の用に供するが爲めに匿くして置きたるにはあらざるか其他變死等に就ては自から死したるものなるか或は他人が之を殺したる上自殺の如く装ひしにはあらざるか等の疑あるとあれば能く其死したる又は匿くされたる譯を注意して見出さざるべからず

### 第二章 捜査處分

本章は司法警察官の職務中の捜査後に於ける處分の方法を定めたるものなり

第四十三條 捜査處分ハ犯罪ノ原由、性質、方法、情狀、日時、場所、被害ノ形狀、多寡、被告人ノ氏名、年齢、職業、出生ノ地、住所、本籍、身分、品行、前科ノ有無及ヒ證人ノ誰タルコト其他證憑ト爲ル可キ一切ノ事物ヲ取調フルニ在リ  
又被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ニ注意ス可シ

捜査處分の目的は犯罪の起りたる原因即ち殺傷の犯罪と假定すれば其原因が復讐



にあるとか或は盜奪にあるとか又其性質即ち其犯罪が謀殺であるとか故殺であるとか其方法即ち刀劍にて斬殺したりとか或は銃殺したりとか其他其時の有様日時場所害を被りたる傷所の有様其多少被告人即ち其加害者の姓名年齢職業出生の地現時の住所本籍のある所身分其者の行狀又は曾て刑を受けたるとの有るや無きや及其犯罪の證人の何人たると其他苟くも其犯罪に就て證憑と爲る一切の事柄を取調ぶるに在るなり是等は皆刑罰の必要上或は刑を加ふるの原因となり又刑を減ずるの原因となるものなれば其犯罪に關したる事柄は細大こなく探ぐり盡すを以て捜査處分の目的となすなり

又犯罪に就て捜査處分を爲すには極めて公平を要するものにして必らずしも被告人の惡事にのみ調査を要するにあらずして其利益と爲るべき模様にと就ても亦注意せざるべからざるなり何となれば刑罰は公平なるを要すればなり

### 第一節 證憑及ヒ犯人ノ捜査

本節は犯罪に就ての證憑と犯罪人の捜査とに就ての規定なり

第四十四條 犯罪ノ場所又ハ證憑物件所在ノ場所ニ就キ捜査ヲ

必要トスル場合ニ於テ其處分ヲ爲スコトヲ得但家屋、建造物又ハ船舶ニ係ルトキハ其戸主又ハ管守者ノ承諾ヲ得ルヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ其實況ヲ錄取スヘシ

犯罪をなしたる場所又は其犯罪の證憑物のある場所に就きて司法警察官の捜査を必要なりとする時は其處分を爲し得るは勿論なれども其證憑物のある場所が人の家屋内又は倉庫學校病院の如き建造物其他船舶等の内に係る時は其家屋の戸主又は之を管理する人の承知の上ならでは如何に司法警察官が職務を行ふ時と雖も濫りに捜査を爲し得べきにあらず而して此等の處分を爲したる司法警察官は其捜査の實際の有様を書取り置くべきものなり

第四十五條 犯罪ノ事實ヲ證明ス可キ物件ハ所有者又ハ保管者ノ承諾ヲ得テ之ヲ領置シ又ハ保全セシムルコトヲ得

領置シタル物件ハ其品目ヲ記載シ且目錄ヲ作り所有者又ハ保

管者ニ渡ス可シ

犯罪の事柄を證明する物件は其物の所有者又は之を管理する者の承知を得て公力を用ひずして之を預り又は所有者若しくは保管者に之を保存し置くべきを命ずるを得るなり是他日公判の際に必要なものなればなり而して其預りたる物件は其品物の種類性質名稱等を記載したる目錄を作りて所有者又は之を管理する者に預りの證書として渡すべきものなり

第四十六條 前二條ノ處分官署公署ニ係ルトキハ其署ノ長又ハ之ニ代ハル可キ者ノ許諾ヲ得ルヲ要ス

前二條の處分を爲すに當りて家屋建造物船舶又は其物件が一人の所有又は管理に屬せずして縣廳郡役所の如き官署又は町村役場の如き公署の所有又は管理に係るものなる時は其官署公署の長官又は之に代理すべき相當の者の承知を得るを要するなり

第四十七條 捜査上必要トスルトキハ犯罪ノ事實ヲ知ル可シト  
思料スル者又ハ被告人ヲ呼出シ若ハ其所在ニ就キ陳述ヲ聽ク

コトヲ得但呼出ヲ爲スニハ書面又ハ口頭ヲ以テ報知ス可シ  
又其承諾ヲ得テ犯所其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

犯罪の捜査上に必要な時は其犯罪に就ての事柄を知り居るならんを考ふる者又は其犯罪をなしたる被告人をも呼出し又其人の居る場所に行きて之が申立を聽く事を得るなり而して其呼出を爲すには書面なり或は口上なりにて通知するを得るなり然れども此等の手續は通常刑事裁判所に於て爲す召喚等とは自から其性質を異にし之を強行するを得ざるなり是れ刑事訴訟法にも定むるが如く其手續や鄭重を要し若し之に違背するときは嚴重なる制裁もありて濫りに之を行ふべきものに非ざればなり故に又其人にして承知の上ならば犯罪の場所又は其他犯罪捜査上必要の場所へも同道して連れ行くことを得るなり

第四十八條 前條ノ場合ニ於テ被告人其他ノ者ノ陳述ハ之ヲ録取ス可シ

事實單簡ナルカ又ハ本人ノ希望アルトキハ書面ヲ差出サシム

ルモ妨ケナシ

前條の場合に於ては被告人其他の人の述べたる事柄は一々之を書面に書き取るべきものなり然らざれば後日の證として少しも用を爲さざればなり然して其事柄が極めて分り易き事柄なるか又は被告人其他の本人が望みたる時は口にて述べるを書き取分らざるも直ちに書面として差出さしむるも差支へなきなり

第四十九條 捜査上鑑定ヲ必要トスルトキハ之ヲ爲サシムルコトヲ得其結果ハ鑑定書ニ記載シ之ヲ差出サシム可シ

第九十六條ノ手續ハ本條ニモ亦之ヲ準用ス可シ

犯罪捜査の上に於て目きしむるを必要とする時は相當なる目の届く者をして之を爲さしむるを得るなり而して其目きしむるに依り知り得たる事項は之を鑑定書に記載して差出さしむるなり是れも矢張口先きにて述べたるのみにては後日の證として見ると能はざればなり而して本則第九十六條の鑑定の仕方に干渉すべからざる等の規定は凡て本條にも適用せらるなり其宣誓をなさしむるを得ざる點に於ても亦同ト

第五十條 物件ノ原形ヲ變スルニ非サレハ鑑定ヲ爲スコト能ハ

サル場合ニ於テハ鑑定ヲ爲サシム可カラズ但腐敗其他ノ原由

ニ因リ其物件ヲ保存ス可カラサルトキハ此限ニ在ラス

品物の有りの儘の形を變ずるにあらざれば其目きしむるをなす能はざる時例へば金を溶かして之を分析するが如き場合には鑑定を爲さしむべからざるなり然れども若し腐るゝか又は其他の理由ありて長く其物を保ち置くに能はざるときは其形を變じて鑑定を爲さしむるも差支へなきなり是畢章此場合に於ける鑑定は單に犯罪の捜査を爲すの目的に止まりて未だ他日公判の場合に臨み裁判所に於て充分の鑑定を爲すの必要あるが故に保存し得らるるものは形を變じて鑑定を爲さしめざるなり況んや又一度其形質を變ずるに於ては二度之を使用し得られざるに於ておや

第五十一條 鑑定ノ爲メ死屍ノ解剖ヲ必要トスルトキハ檢事ノ許可ヲ受ク可シ其解剖ハ必要ナル部分ノ外之ヲ爲サシム可カラズ

鑑定の爲めに死骸の解剖を必要とする時は必らず検事の許可を得て之を爲すべきものにして而かも其解剖は其鑑定に必要な部分の外は之を爲さしむるを得ざるなり此規程も又前條と同く他日公判の際に必要なものなれば妄りに之を爲さざらしめんが爲めなり而して司法警察官に於て解剖を爲さしむる場合は彼の變死の屍體を檢視する時に當りて之を解剖するに非ざれば其生命を殞したる原因を確かむる能はずと醫師の申立てし時の如き場合に於てするものなり

### 第二節 被告事件送致

本節は司法警察官が犯罪を捜査したる上其事件被告人等を裁判所へ送る手續を規定したるものなり

第五十二條 被告事件ノ要領ヲ得タルトキハ送致ノ手續ヲ爲ス可シ但送致後ト雖モ必要ナルトキハ尙ホ捜査ヲ爲ス可シ  
被告事件ヲ送致スルトキハ證憑物件及ヒ意見書ヲ添へ且參考ト爲ル可キ事項ヲ報告ス可シ  
被告事件に就て其犯罪の概略なる要點を捜査し得たる時は之を相當の裁判所へ送

るの手續を爲すべし而して其事件を送致したる後と雖も苟しくも必要あるに於ては尙其犯罪に関する證憑の捜査は之を爲すべきものなり而して被告事件を送る時は證憑となすべき一切の物件及び之に関する自己の有罪無罪の意見書をも添へ其上裁判官の參考となすべき事項例へば被告人の品行等の如きをも併せて通知すべきものなり

第五十三條 重罪、輕罪ノ捜査ヲ爲シタルトキハ速ニ其事件ヲ管轄裁判所檢事局ニ送致シ違警罪ニ付テハ即決ヲ爲スヘキ官署ニ送致ス可シ

本條は捜査したる犯罪事件を送るべき場所を示したるものにして即ち重罪輕罪に就ては其管轄の裁判所檢事局違警罪に就ては其即決を爲すべき官署に速かに送るべきものとす

第五十四條 本邦ノ裁判權ニ屬セサル外國人ノ犯罪ニ付テハ捜査ヲ爲シタル者ヨリ其事件ヲ其地ノ地方裁判所ノ檢事局ニ送

致ス可シ但急速ヲ要スルトキハ直チニ管轄領事廳所在地ノ地方裁判所ノ検事局ニ送致スルコトヲ得  
此場合ニ於テハ速ニ其地ノ地方裁判所ノ検事局ニ其旨ヲ報告ス可シ

日本國の裁判權の下に屬せざる外國人の犯罪を捜査したる時には其捜査を爲したる者より其地の地方裁判所の検事局へ之を送附すべきものなり然れども事急にして其手續を盡す猶豫のなき時は直ちに其犯罪を管轄する外國人の領事廳のある地方裁判所検事局へ送るとを得るなり然れども此場合には必らず急きて捜査を爲したる者の地方裁判所の検事局へも其趣を知らすべきものなり

### 第三編 假豫審

本編は司法警察官が現行犯の場合になす豫審即ち下調への假りの處分に就ての總ての手續を規定したるものなり

## 第五十五條 司法警察官重罪、輕罪ノ現行犯、準現行犯ニ付キ刑

事訴訟法第四百四十七條ノ處分ヲ爲スヲ假豫審トス

假豫審とは重罪と輕罪とを問はず刑事訴訟法第五十六條の現行犯及第五十七條の準現行犯等の場合に於て其犯罪の場所に臨檢し又は證人鑑定人等の申立を聽き同第四百四十七條の處分を爲すとを云ふものなり元來豫審は判事の當然爲すべき職務なれども場合に依りては檢事も之を爲し得べきものなれば其急速を要する場合に限りて司法警察官も亦假りに之を行ふとを得るものなり

## 第五十六條 現行犯ニ付テハ被告人ヲ逮捕シタルト否トヲ問ハス假豫審處分ヲ爲スコトヲ得

司法警察官が現行犯に就て假豫審を爲すには被告人を捕へたるを否とを問はざるなり即ち假令被告人は捕らへ得ざるも證人鑑定人の申立を聽き又は證據となるべき物件の差押へ等をも爲し得るなり然れども若し事件急速を要せざるものなるときは成るべく之を停止すべきなり

## 第五十七條 準現行犯ニ付テハ成ル可ク被告人ヲ逮捕シタル後假豫審處分ヲ爲ス可シ但數人共犯ノ場合ニ於テハ他ノ正犯、

從犯未タ捕ニ就カスト雖モ假豫審處分ヲ爲スコトヲ得  
家宅内ノ犯罪ニ付キ戸主又ハ戸主ニ代ハル可キ者ノ請求ニ因  
リ檢證處分ヲ爲シタルトキハ被告人ヲ逮捕セスト雖モ其他ノ  
假豫審處分ヲ爲スコトヲ得

前條の現行犯の場合と異り刑事訴訟法第五十七條の準現行犯の場合に於ては現行犯と少しく輕重あるものなれば成る可く被告人を捕縛したる後に於て假豫審を爲すべきものなれども犯罪人二人以上にして其内の一人を捕へ得たる時は他の正犯從犯等は未だ捕らへ得ざるも尙ほ之を待つ暇なきが故に直ちに其假豫審處分を爲すを得るなり

又前項の如く共犯者の一人をも捕へ得ざる場合に於ても家の内の犯罪にして其戸主又は戸主の代理人の請に因り其場所に臨み檢證の處分を爲したる時は被告人以外の事柄にして犯罪に關係する事柄は假令被告人を捕へ得ざるも尙ほ假豫審處分を爲し得るなり

第五十八條 假豫審ニ著手シタル事件ト雖モ一タヒ其手續ヲ止

メタルトキハ復タ假豫審處分ヲ爲スコトヲ得ス

司法警察官が爲す假豫審處分は固より變則にして只急速を要するの止むを得ざるに出でたるものなれば縱令一旦其處分に著手したるときと雖も一度其手續を止めたる時は其急速を要せざるもの若くは急速に行ひ得ざるものなれば例へば假豫審中に被告の逃走したるとききの如きときに在ては復び之を爲すを得ざるなり

第五十九條 假豫審ニ著手シタル場合ニ於テ豫審判事又ハ檢事其處分ヲ爲サントスルトキハ速ニ之ヲ讓ル可シ

既に數々之を述べたるが如く假豫審は元變則に出たる處分なれば其本職なる豫審判事は固より檢事と雖も其處分を爲さんとする場合には縱令著手したるときと雖も速かに之を其本職に讓るべきものなり

第六十條 假豫審ニ於テハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所其他犯罪ニ關スル證憑ニ付キ取調ヲ爲スノミナラス被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ニ付テモ亦其取調ヲ爲ス可シ

假豫審に於ては其犯罪の性質は固より其仕方日時場所其他犯罪に關係ある證據に就きて一々之が取調べを爲すのみならず被告人の爲めに利益となる有様をも逐一取調べを爲すべきものなり

第六十一條 假豫審ニ關スル書類ハ司法警察官自ラ之ヲ作ル可シ但時宜ニ因リ巡查、憲兵上等兵等ヲシテ筆記セシムルハ妨ナシ

假豫審に於て取調べたる事柄を書取りたる書類は勿論之に關係する一切の書類は其處分を爲したる司法警察官自身に於て作るべきものなり是れ之に責任を負はしむるが爲めなればなり然れども場合に依りては其下官たる巡查又は憲兵上等兵等に之を筆記せしむるは差支へなし雖も其實は必らず自身に於て之を負ふて作るべきものなり

第六十二條 假豫審處分ヲ了シタルトキハ第五十二條以下ニ從ヒ被告事件送致ノ手續ヲ爲ス可シ

假豫審の處分を終りたる時は本則第五十二條以下の定めたる規則に依りて速かに

被告事件を裁判所に送附するの手續を爲すべきものなり

第六十三條 假豫審ニ著手シタル後其取調べヲ繼續ス可キモノニ非スト思料スルトキハ速ニ其手續ヲ止メ被告人ヲ逮捕シタル場合ニ於テハ直チニ之ヲ放免シ其旨ヲ檢事局ニ通知ス可シ  
假豫審に取り掛りたる後に始め有罪なりと思料せしも中途に至りて其無罪なるを發見し其取調べを續くべき性質のものにあらずと考へたるときは早速其手續を止めて若し被告人を捕へたる時は之を放免し且其趣を管轄裁判所の檢事局へ通下知らすべきものなり然れども尙ほ捜査處分は怠たらず爲すべきなり

第六十四條 罰金ノ刑ニ該ル可キ輕罪ニ付テハ刑事訴訟法第五十八條ノ處分ヲ除ク外現行犯ノ場合ト雖モ捜査處分ニ止ム可シ

罰金の刑に當る輕罪は刑事訴訟法第五十八條第二項に規定したる手續を爲すの外現行犯の場合と雖も捜査處分を爲すのみにて假豫審等の處分を爲すべからざるなり

り是危害も多からず且金刑に過ぎざる故に敢て假豫審を爲すの必要なければなり

第一章 檢證、搜索及ヒ物件差押

本章は假豫審處分中檢證即ち實地に臨みて取調べを爲すと及證憑物件を捜し索めると其他證憑物件を差押へるときに就ての規定を記載したるものなり而して前に記載したる捜査と搜索とは其意味相同じきが如くなるも捜査は其意味廣く單に有形の物件を捜がすのみにあらずして犯罪に關したる無形の事柄を取調べるとをも含みたるものなれども搜索と云ふときは其意味狭く他に證憑物件を索むるとのみを意味するものなり

第六十五條 假豫審ニ付事實發見ノ爲必要トスルトキハ犯所若

ハ其他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲スコシ

本條は假豫審を爲すに就きて事實を發見するが爲めに必要とする時は犯罪の場所其他如何なる場所にも犯罪に關係ある所へ臨みて實地臨檢を爲すとを得るなり是れ多くの犯罪は其犯罪地を臨檢して初めて其事實の詳細を知り得るの便益あればなり

第六十六條 假豫審ニ付テハ被告人又ハ其他ノ者ノ住居ニ臨檢

シ搜索及ヒ物件差押ヲ爲スコトヲ得

被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ所持スルノ疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

假豫審に付ては被告人の住居は勿論其他の者の住居と雖も尙ほ之に臨檢して物件の搜索を爲し且其物件を差押ふるとをも爲し得るなり

被告人又は其犯罪の事實を證明すべき品物を所持する疑ある者に對しては其身體並に其者に屬する物件に就きて搜索を爲し得るなり是等は皆人の權利を侵すものに外ならざれば濫りに之を爲し得ざることには勿論なれども公益の爲めに多少私益を害するは止むを得ざるとなるを以て其者の意志に反し強て之を行ふことを得るなり

第六十七條 前條ノ處分ヲ爲スニハ戶主又ハ本人ノ承諾ヲ待ツ

ニ及ハスト雖モ成ル可ク處分前其旨ヲ告知シ且公力ヲ用フル



コトナキヲ要ス

前條の處分を爲すには其家の主人又は本人の承認を待つに及ばずして之を強行するを得るは勿論なれども成るべく假豫審處分を爲すには其處分を爲す前に其趣を知らせ公けの權力を用ゐて之を強行せざる様になすべきものなり然れども若し之を用ひざる爲めに却て差障を生ずるときは之を用ひ得べきは勿論なり

第六十八條 事實ヲ證明ス可キ物件ヲ所持スト雖モ藏匿ノ情ナキモノハ成ル可シ住居、身體又ハ物件ニ就キ搜索ヲ爲サズ本人ニ通知シテ其物件ヲ差出サシム可シ

犯罪の事實を證明すべき物件を所有するも之を包み匿くす様子のなき者は成る可くは其住居身體又は其所所有の物件に付き強ひて搜索を行ふをなさずして本人をして任意に其物件を差出す様に取扱ふべきものなり然らざれば濫りに公力を弄するの疑なき能はざればなり然れども本人にして其命に従はざるときは公力を用ゆるは固より不可なきなり

第六十九條 被告人ニ非サル者ノ住居、身體又ハ物件ヲ搜索ス

ルハ物件藏匿ノ疑アル場合ニ限ル可シ

前にも既に述べたる如く公けの權力に依りて人の住居權又は人の自由權を侵すは公益上止むを得ざるに出づるものなれば濫りに之を行ふべきものにあらず然らざれば吾人が城廓を頼む住居權も亦自由權も有名無實たるに至ればなり故に被告人に非らざる者の住居又は身體其他物件等に對して搜索を行ふには犯罪に關係ある物件を匿くすの疑ある場合に於てのみ之を爲すべきものなり

第七十條 住居内ノ檢證、搜索、物件差押ニ付テハ戶主又ハ同居ノ親屬ノ立會アルヲ要ス若シ其在ラサルカ又ハ白痴、瘋癲、幼年者ナルトキハ市町村長又ハ其在ラサル地ニ於テハ市町村長ノ職務ヲ行フ吏員ヲシテ立會ハシム可シ

假令公益の爲めの犯罪捜査とは謂ひながら人の住居權を侵すは容易ならざる事なるを以て其住居内の實地檢證搜索及物件差押へ等を爲すには鄭重なる手續を履まざるべからず即ち其家の戶主又は其家に同居し居る親屬の立會ふにあらざれば之を爲すを得ざるなり然れども若し是等の者在らざる時又在るも其者が白痴瘋癲

幼者等にして一人前の人ならざる者なる時は縦令立會ふたりとするも何の効なきものなれば其時には其所の市長町村長又は是等の職務を行ふ吏員をして立會はしむ是其處分方法の專横に陥るとを戒めんが爲めなり

第七十一條 官署、公署ニ於テ檢證、搜索、物件差押ヲ爲スト  
キハ其署ノ長又ハ之ニ代ハル可キ者ノ立會アルコトヲ要ス

官署又は公署に於て實地檢證搜索物件差押へ等を爲す時には其署の長か又は之に代理する者をして立會はしむるを必要とするなり

第七十二條 檢證、搜索ノ場所ニ於テ發見シタル物件ニシテ其  
出所、性質、形狀、用方等ニ因リ被告人ノ人違ナキコト又ハ  
犯罪ノ模様ヲ知ルニ足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押フ  
可シ

官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者ノ所持スル物件ニシテ其  
職務上默祕ス可キ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ

非サレハ差押ヲ爲スコトヲ得ス

醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶其  
身分、職業ノ爲委託ヲ受ケタル物件ニシテ默祕ス可キ義務ア  
ル事情ニ關スルモノニ付テモ亦同シ

本條は物件の差押へに就ての規定にして實地檢證及搜索等の際其場所に於て見出  
したる物件にして其物の出所又は性質形狀用ひ方等より犯罪に就ての被告人が人  
違ひにあらざると又は其物件に依りて犯罪の様子を知るに足るものなりと考へた  
る時は其品物を差押へて何人にも官の許しなくして自由に之を處分するを得ざ  
らしむべきなり

官吏公吏又今は在職せざるも以前官吏公吏たりし者の所有する物件にして其職務  
上より之を秘密にして漏らす可からざる義務ある譯の物件假令へば官吏とすれば  
外交に關する往復の書類又公吏なれば公證人に於ける公正證書の原本其書損紙の  
如きものは如何に犯罪に關係する所ありと雖も其所有する本人の承知の上ならで  
は無理に差押へを爲す能はざるなり然らざれば公益を害する重大なればなり

醫師、商産婆、辯護士、辯護人公證人、神官、僧侶、其他自己の身分職業に依り他人より頼まれたる事柄に關する物件にして又他人に漏さざる様頼まれて之を秘密にすべき義務ある物件に就ても亦前項と同トく其者の承知あるにあらざれば差押ふるを得ざるなり何となれば是等の者は刑事訴訟法第二百二十五條にもある如く裁判所に於て證言をも拒むとすら得べき者なればなり

第七十三條 檢證、搜索、物件差押ヲ爲ス場合ニ於テ必要トスルトキハ其場所ニ於テ證人ノ陳述ヲ聽キ又ハ鑑定人ヲシテ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

實地檢證、搜索物件差押へを爲す場合に必要ある時は其場に於て直ちに證人の陳述を聽き取り又は鑑定人を呼び出して物件等の鑑定をも爲さしむるを得るなり

第七十四條 住居内ノ檢證、搜索、物件差押ハ日出前、日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但急速ヲ要スル場合ニ於テ戶主ノ承諾アリタルトキハ何時ニテモ檢證、搜索ヲ爲スコトヲ得

本條は人の住居内に於てする實地檢證、搜索物件差押へ等を爲す時間を規定したる

ものにして即ち是等は日の出前日の入後は之を爲し得ざるなり但し至急を要する時に當り其戶主の承知ありたる時は何時にても實地の檢證と搜索とは爲し得るなり然れども物件の差押へは必らず晝でなくては爲し得ざるなり是れ住居權を侵すは大切なるものなれば人の安眠等を妨ぐる等のことを斟酌したる所以なり

第七十五條 旅店、割烹店、其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ於テハ其公開時間内ニ限り何時ニテモ檢證、搜索、物件差押ヲ爲スコトヲ得

旅人宿料屋、其他遊廓の貸座敷等の如き夜間にても通常人の晝の如く衆人の出入する場所にして其店を開き居る時間内は別に其安寧を害するとなきが故に特別に檢證、搜索物件差押へを爲し得るなり

第七十六條 住居内ニ於テ現ニ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ罪ヲ犯ス者アリテ急速ノ處分ヲ要スルトキハ何時ニテモ其現場ニ限り檢證、搜索、物件差押ヲ爲スコトヲ得

住居内に於て現在禁錮以上の刑に處せらるべき犯罪を爲し居る者ありて直ちに之が處分を爲さざるべからざる時は前條の規定に拘はらず假令日出前日没後にても其現に犯罪ありたる場所にのみ限りて檢證搜索物件差押へ等を爲し得るなり

第七十七條 住居内ノ檢證、搜索、物件差押ヲ爲スニハ成ル可ク穩當ノ方法ヲ用ヒ濫ニ門戸、牆壁、器具等ヲ損壞スルコトナキヲ要ス

又其處分ヲ終リタルトキハ書類、物件ノ紛失、毀損ヲ防ク爲メ相當ノ處置ヲ爲ス可シ

前にも數々之を述べたる如く人の所有權住居權等を犯すは容易ならぬもにて只公安の爲め止むを得ざるとなれば住居内に於て檢證搜索物件差押へ等を爲すには出來得る丈穩やかなる手段方法を用ひて極めて止むを得ざる場合に非ざれば門戸牆壁道具等を損し毀つ等のとなき様にせざるべからず又檢證搜索等の處分を爲し終りたる時は書類其他物品の紛失又は損ト等を防ぐ爲めに之を取片付くる等相當の處置を爲さざるべからず

第七十八條 檢證、搜索、物件差押中雜沓、喧噪其他妨害ヲ爲ス者アルトキハ之ヲ制止ス可シ又何人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ留置スルコトヲ得

檢證搜索物件の差押へ等の處分を爲す際に雜沓即ちごたごたしたり喧噪即ち八釜ヶ敷噪ぎ立て其他處分を爲すに妨げをなす者ある時は之を制止し止むべく又如何なる身分の人即ち家人等にても立會人の外に許しを得ずして其處分の場所に出這入りするを禁ずるとを得るなり若し之を禁ずるも尙承知せずして其場所に入出入る時には之を逐ひ退げ又其處分を爲し終る迄一時之を留置き即ち其身體の自由をも奪ふとを得るなり是れ其出入に自由なるときは或は被告人の利益の爲めに證憑物件等を奪ひ去るが如き憂あればなり

第七十九條 檢證、搜索、物件差押ハ其處分ヲ終ルマテ停止セサルヲ要ス若シ已ムコトヲ得サル事故アリテ之ヲ停止スルト

醫師藥商産婆辯護士辯護人公證人神官僧侶其他自己の身分職業に依り他人より頼まれたる事柄に關する物件にして又他人に漏さざる様頼まれて之を秘密にすべき義務ある物件に就ても亦前項と同トク其者の承知あるにあらざれば差押ふるを得ざるなり何となれば是等の者は刑事訴訟法第二百二十五條にもある如く裁判所に於て證言をも拒むとすら得べき者なればなり

第七十三條 檢證、搜索、物件差押ヲ爲ス場合ニ於テ必要トスルトキハ其場所ニ於テ證人ノ陳述ヲ聽キ又ハ鑑定人ヲシテ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

實地檢證搜索物件差押へを爲す場合に必要ある時は其場に於て直ちに證人の陳述を聽き取り又は鑑定人を呼び出して物件等の鑑定をも爲さしむるを得るなり

第七十四條 住居内ノ檢證、搜索、物件差押ハ日出前、日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但急速ヲ要スル場合ニ於テ戸主ノ承諾アリタルトキハ何時ニテモ檢證、搜索ヲ爲スコトヲ得

本條は人の住居内に於てする實地檢證搜索物件差押へ等を爲す時間を規定したる

ものにして即ち是等は日の出前日の入後は之を爲し得ざるなり但し至急を要する時に當り其戸主の承知ありたる時は何時にても實地の檢證と搜索とは爲し得るなり然れども物件の差押へは必らず晝でなくては爲し得ざるなり是れ住居權を侵すは大切なるものなれば人の安眠等を妨ぐる等のとを斟酌したる所以なり

第七十五條 旅店、割烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ於テハ其公開時間内ニ限り何時ニテモ檢證、搜索、物件差押ヲ爲スコトヲ得

旅人宿料理屋其他遊廓の貸座敷等の如き夜間にても通常人の晝の如く衆人の出入する場所にして其店を開き居る時間内は別に其安寧を害するとなきが故に特別に檢證搜索物件差押へを爲し得るなり

第七十六條 住居内ニ於テ現ニ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ罪ヲ犯ス者アリテ急速ノ處分ヲ要スルトキハ何時ニテモ其現場ニ限り檢證、搜索、物件差押ヲ爲スコトヲ得

住居内に於て現在禁錮以上の刑に處せらるべき犯罪を爲し居る者ありて直ちに之が處分を爲さざるべからざる時は前條の規定に拘はらず假令日出前日没後にても其現に犯罪ありたる場所にのみ限りて檢證搜索物件差押へ等を爲し得るなり

第七十七條 住居内ノ檢證、搜索、物件差押ヲ爲スニハ成ル可ク穩當ノ方法ヲ用ヒ濫ニ門戶、牆壁、器具等ヲ損壞スルコトナキヲ要ス

又其處分ヲ終リタルトキハ書類、物件ノ紛失、毀損ヲ防ク爲メ相當ノ處置ヲ爲ス可シ

前にも數々之を述べたる如く人の所有權住居權等を犯すは容易ならぬもにて只公安の爲め止むを得ざるとなれば住居内に於て檢證搜索物件差押へ等を爲すには出來得る丈穩當なる手段方法を用ひて極めて止むを得ざる場合に非ざれば門戶牆壁道具等を損し毀つ等のとなき様にせざるべからず

又檢證搜索等の處分を爲し終りたる時は書類其他物品の紛失又は損ト等を防ぐが爲めに之を取片付くる等相當の處置を爲さざるべからず

第七十八條 檢證、搜索、物件差押中雜沓、喧噪其他妨害ヲ爲ス者アルトキハ之ヲ制止ス可シ又何人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ留置スルコトヲ得

檢證搜索物件の差押へ等の處分を爲す際に雜沓即ちごたごたしたり喧噪即ち八釜ク敷噪ぎ立て其他處分を爲すに妨げをなす者ある時は之を制止むべく又如何なる身分の人即ち家人等にても立會人の外に許しを得ずして其處分の場所に出這入りするを禁ずるとを得るなり若し之を禁ずるも尙承知せずして其場所に入退する時には之を逐ひ退け又其處分を爲し終る迄一時之を留置き即ち其身體の自由をも奪ふとを得るなり是れ其出入に自由なるときは或は被告人の利益の爲めに證據物件等を奪ひ去るが如き憂あればなり

第七十九條 檢證、搜索、物件差押ハ其處分ヲ終ルマテ停止セサルヲ要ス若シ已ムコトヲ得サル事故アリテ之ヲ停止スルト

キハ證憑湮滅ヲ豫防スル爲メ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

檢證搜索物件差押へ等は一旦之に取掛りたる時は全く其處分を爲し終るまで即ち半分仕掛け等にて止めざる様にせざるべからず然らざれば種々の妨害をなして捜査の目的を達し得ざるもあればなり然れども万一止むを得ざる次第に依りて之を停めざるべからざる場合には證憑の消滅又は隠匿等を防ぐ爲めに其場所の廻りを閉ぢ堅め又は張番人を置くことを得るなり

第八十條 住居搜索ヲ爲スニハ其目的トスル所ノ書類、物件ヲ藏匿スルコトヲ得ヘシト思料スル場所ニ限ル可シ

住居内の搜索を爲すには其犯罪の證憑なる見込を立て搜出すべき書類品物等を匿くし得べき場所を考へたる場所のみに限り假令へば刀劔の如き長さものを搜ひすに針箱の抽斗を引抜くが如く濫りに關係なき所迄も立入りて搜索すべからざるなり是れ或は名を搜索に藉りて一家の隱微を摘發するの機なきに非ざればなり

第八十一條 檢證、搜索、物件差押ヲ爲シタルトキハ其調書ヲ

作ル可シ

差押タル物件ハ其品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作り立會人又ハ所有者ニ其拔書又ハ謄本ヲ渡ス可シ

檢證搜索物件差押へ等を爲したる時は其模様を残らず記載したる調書を作らざるべからず而して其差押へを爲したる品物は其名稱種類員數等を其調書に記載し又は別段に其差押へ物に付ての目錄を作りて其處分に立會たる人又は其品物の所有者に調書中の差押へ品にのみ關する拔書又は目錄の寫しを渡さるべからず

第八十二條 差押へタル物件ハ散佚、毀損ヲ防ク爲認印若ハ封印ヲ爲シ且其差押へヲ爲シタル年月日及ヒ件名ヲ記シ其物件ニ添付ス可シ

又運搬シ難キ物件ニ係ルトキハ看守者ヲ附スル等便宜ノ處置ヲ爲ス可シ

差押へたる物件は其散亂して紛失するもや又は損下を防ぐ爲め認め印若は封印を

爲したる上其差押へたる年月日及び其犯罪の何々事件たるを記し其品物に添へ置くべし而して若し其物件が大なる物等にて他所へ運ぶべからざる物なる時は番人を附ける等都合の好き様に臨機の處置を爲すべきものなり

第八十三條 事實發見ノ爲必要トスルトキハ郵便、電信、鐵道ノ官署、諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ關係人ヨリ發シ若ハ此等ノ者ニ對シ發シタル書類、電報其他ノ物件ヲ受取ルコトヲ得但書類、電報ハ檢事ノ許可ヲ得ルニ非サレハ開披ス可ラス書類、電報、物件ヲ受取タルトキハ其證書ヲ渡ス可シ

犯罪事實發見の爲めに必要なる時は郵便電信鐵道局又は是等と同トク交通運搬等のとを業とする會社へ其譯を知らせて被告人又は其犯罪に關係ある人より出したるなり然れども元是等は人の權利即ち信書の秘密等を侵すものにして容易ならぬとなるも只公益の爲め止むを得ざる處分に出づるものなれば司法警察官は只信書電報等を受取り得るのみにて檢事の許を得たる後ならでは之を開封するを得

ざるなり而して又是等の物を官署會社等より受取りたる時は其受取りたる證書を官署會社へ渡すべきものなり況んや又其不要に歸したるときは之を官署又は會社に返すべきは勿論なりとす

第八十四條 差押へタル物件ト雖モ檢事局ニ送致スルニ及ハサルモノト認ムルトキハ所有者又ハ保管者ニ保全ヲ命シ其受書ヲ差出サシム可シ

雖令差押へたる物件なりとも檢事局送送るに及ばずと認めたる物例へば證據たるの効なきもの等の如きは其物件の所有者又は保管者へ之を大切に保存すべきを命じたる上其儘かに預りて保全すべき旨の受書を差出さしむべきなり

## 第二章 證人訊問

本章は證人を取調ぶるに就て規定したるものなり而して茲に所謂證人云ふも刑事訴訟法に謂ふ證人とは少しく異なるとは司法警察官職務の上より考ふるも明かなるべし



第八十五條 假豫審ニ付キ事實發見ノ爲必要トスルトキハ證人ヲ呼出シ又ハ其所在ニ就キ訊問ヲ爲スコトヲ得

證人檢證、搜索ノ場所ニ在ルトキハ直チニ訊問ヲ爲スコトヲ得

假豫審を爲すに當りて犯罪事實を見出すに必要な時は證人を呼出し又は其者の在る所に行きて取調べを爲すを得るなり而して若し證人が實地檢證搜索等を爲す場所に在る時は直ちに其場所に於ても亦之を尋ねるを得るなり

第八十六條 證人ニハ先ツ其氏名、年齢、身分、職業、住所及ヒ被告人又ハ被害者トノ關係如何ヲ訊問ス可シ但宣誓ヲ爲サシム可カラス

證人に事實を尋ねて取調べを爲すには先づ最初に其姓名年齢身分職業住所及被告人又は害を受けたる者との關係如何即ち朋友なりとか又は親屬なりとか云ふが如きを取調べべきなり是等は皆後日に裁判所に於て其關係身分等より證人を爲り

能はざる等のともあり又其關係上より愛憎等の念ありて事實を大にし又隠くす等のともあるべくして大に必要なる事なればなり然れども裁判所の證人の如くに誓ひを爲して後に陳述する等のとを爲さしむべからざるなり是れ唯に司法警察官の參考たるに止まればなり

第八十七條 證人ヲ訊問スルニハ成ル可ク解シ易キ言語ヲ用ヒ濫ニ法律ノ成語等ヲ用フ可カラス

證人を取調ぶるには出來得る丈分り易き言葉を用ひ濫りに通常の人の解し得ざる法律上の語假令は債權者債務者の語を用ひずして貸入借入等の語を用うべきなり是れ法律上の成語の如きに至つては往々其解釋に關しても人々により之を異にするればなり況んや通常人の如き之に慣れざるに於ておや若し否らすんば事實の真相を誤まると少なからざればなり

第八十八條 證人ニハ自由ニ陳述セシム可シ其陳述ニ對シ辯駁、討論ヲ爲スコカラス若シ其陳述他岐ニ涉ルトキハ之ヲ止メ齟齬アルトキハ之ヲ質ス可シ

證人の陳述を聞くには其者の思ふ儘になさしむべく其述べるに對して之を辯駁攻撃して議論を仕掛け討論等を爲すべからず却て之が爲めに陳述の公平を失ふとあればなり然れども若し其陳述が脇路の犯罪に關係なきに立入りたる時は之を止め以て調書の精確を全ふすべし又は前後の言葉に喰違ひ即ち前には有りき云ひながら後には無しといふが如きとあれば孰れを眞として可なるや分らざるが故に之を質問すべきなり

第八十九條 證人ハ愛憎、畏懼ノ心ヲ生シ或ハ他ノ陳述ニ雷同スルノ恐アルヲ以テ成ル可ク被告人又ハ他ノ證人ト各別ニ訊問ス可シ但對質ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

證人は犯罪人に對し之を可愛がり又は憎くみ或は誠の事を云はば後に難あるべしと畏れる心を生ず或は他人の述べたるに同意して眞實の事を申立てざる等の憂あるものなれば出來得る丈被告人の居らざる所又は他の證人と別々に之を尋ね問ふて其眞實の申立を爲す様にせざるべからず然れども若し其申立に相異りたる所ありて互に對席して其目の前にて議論せしめざれば眞否を分ち難き時に至ては止

むを得ざるが故に本條に依るの限りに非らざるなり然れども對質の場合に在ても往々發生する弊害あるを以て宜しく之に注意せざるべからず

第九十條 證人ヲシテ證據物件ニ付キ證明セシムルコトヲ要スルトキハ成ル可ク其物件ヲ示ス可シ

證人をして證據の物件に付きて之が證據立てを爲しむる時は出來得る丈早く其品物を見せて證明せしむべきものなり

第九十一條 證人ヲシテ犯所若ハ其他ノ場所ニ就キ證明セシムルコトヲ要スルトキハ其場所ニ同行スルコトヲ得

證人に犯罪を爲したる場所又は其他取調べ上必要ある場所に行きて證明せしむるを要する時には其場所に連れ行きて證明せしむるを得るなり是れ其供述をして精確ならしめん爲めなり

第九十二條 證人聾ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシム可シ

聾者、啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命ス可シ國語ニ通セサル者ニ付テモ亦同シ

證人が耳聽く能はざる聾なる時は書面にて尋ねて口にて答へしめ耳に聞くと能はず口に語ると能はざる啞なる時は書面にて尋ね書面を以て答へしむべし然れども聾啞にして若し文字を知らざる時は手眞似にて其事を話し得る通辯人に通事をなせしむ聾、啞にはあらざるも日本の言葉を知らざる者には亦同様通事をして通辯せしむるなり

第九十三條 證人ノ陳述ニ付テハ訊問ノ順序ヲ逐ヒ即時ニ其調書ヲ作ル可シ

證人其陳述ヲ變更、増減センコトヲ申立タルトキハ更ニ其陳述ヲ聞キ調書ヲ作ル可シ

證人の述べたる事柄に付ては尋ねたる順序に従ひ假令ば問何々答何々として直様其場に於て調書を作る可きなり而して證人が一旦申立たる事に付て之を變へ又は

其申立を増し又は減せんと願ひたる時は別段更らに其申立てたるを聞き調べ書を作りて前の調べ書き直す等の事をなすべからず何となれば往々其増減變更したる申立は却て不正の材料となるとあればなり

### 第三章 鑑定

本章は鑑定即ち犯罪に關係ある事柄物件等に付て相當の學問ある者に目きゝをなせしむる手續を定めたるものなり

第九十四條 假豫審ニ付犯罪ノ性質、方法等ヲ分明ナラシムル爲鑑定ヲ必要トスルトキハ醫師、穩婆、化學者其他學術、職業ニ因リ適當ノ識能ヲ有スルモノヲシテ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

假豫審を爲すに當り其犯罪の性質に依り又は其犯罪の仕方等假令ば殺人罪の時に縊りて殺したるものなるか又は毒を以て殺したるものなるか明らかならざる時等に在ては其見別けを爲して事を明らかにせしむるが爲め必要なる時は醫師、産婆、化學者即ち分析等をなす者其他其者の學問技術又は職業等に依り其犯罪の性質に

從て相當の智識を有する者をして其目きくを爲さしむるを得るなり是等は皆夫々の學問智識に依るに非ざれば知ると能はざるが故に如何に司法警察官と雖も悉く知り得べき事に非ざるを以てなり

第九十五條 第五十條第五十一條ノ規定ハ本章ニモ亦之ヲ適用ス

本則の第五十條第五十一條に定めたる分析鑑定若しくは死屍解剖の如き事柄は本條の場合にも亦之を適用するものなり其詳しきとに至ては同條を參照すべし

第九十六條 鑑定ハ鑑定人ノ自由ニ任セ其方法ニ付テハ干涉ス可カラスト雖モ成ル可ク現場ニ立會ヒ其結果ヲ得ルコトニ注意ス可シ

鑑定を爲さしむる時は其鑑定する者の爲す儘に任せ其仕方等に付て干渉して口を出し指圖する等のとあるべからず畢竟是等は素人の知る所にあらずればなり然れども成るべくは其鑑定を爲すべき現場に立會て其鑑定の結果を得るとには氣を付けざるべからず是鑑定人と雖も如何なる惡意ありて不都合の所爲なしとも云ふ

可からざればなり

第九十七條 鑑定ノ手續、時間及ヒ其結果ハ鑑定人ヲシテ鑑定書ニ記載セシメ其結果分明ナラサルトキハ其推測スル所ヲ記載セシム可シ

數名ノ鑑定人ヲ命シタル場合ニ於テ各意見ヲ異ニスルトキハ各自ニ鑑定書ヲ作ラシメ又ハ一個ノ鑑定書ニ其意見ヲ記載セシム可シ

鑑定書ニハ鑑定セシ年月日ヲ記載シ署名捺印シ每葉ニ契印セシム可シ

鑑定を爲したる手續其費したる時間及び鑑定より得たる結果等は鑑定人をして其鑑定の書面に記さしめ若し又其得たる結果の明かならざる時には其考へ斯くならんと思ふ次第を記さしむるなり

一人の鑑定人にては不充分なりとして二人以上の鑑定人に對して一の事柄或は物

の鑑定を爲さしめたる時に各其見込を異にしたる時は銘々其思ふ所の見込を記したる鑑定書を作らしめ又は一つの鑑定書に銘々其異りたる見込を精細に記載せしむべきなり

鑑定書には其鑑定したる年月日を記し其鑑定人の名前を記し印を押し其上紙の變り目には各々纒印を爲さしむべし

第九十八條 鑑定書ニ不明、不備ノ點アルトキハ更ニ其説明書ヲ作ラシメ鑑定書ニ添置ク可シ

鑑定書に書きたる事柄にして素人に解し得られざる事又は不完全の所ある時は別段更らに其理由を細かに説きたる説明書を作らせ以て鑑定書に添置くべし然らざれば大に犯罪事件の成立不成立に關係を有すればなり

#### 第四章 被告人逮捕

本章は被告人を捕へる手續に付て規定したるものなり

第九十九條 禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ現行犯、準現行犯ニシテ被告人現場ニ在ルトキハ直チニ之ヲ逮捕ス可シ但被告人ノ身

分又ハ事件ノ模様ニ因リ其逮捕ヲ必要トセサルトキハ此限りニアラス

禁錮より上の刑に處せらるべき刑事訴訟法第五十六條の現行犯人及同第五十七條の準現行犯人にして其犯罪の現場に在る時には直様之を捕縛すべきなり然れども若し被告人の身分にして濫りに捕縛するを得ざる者なる時又は其犯罪が直ちに捕縛を要せざる等の事に依りて捕ふべき必要のなき時には本條の限りにあらざるなり假令ば逃走の恐れなき者名望ある者等の場合は是れなり

第百條 現行犯、準現行犯ニ付キ被告人ヲ追跡スル場合ニ於テハ其追及シタル場所ノ如何ニ拘ハラス直チニ之ヲ逮捕スルコトヲ得但日出前、日没後ハ戸主又ハ之ニ代ハル可キ者ノ承諾アルニ非サレハ他人ノ家宅内ニ進入ス可カラズ

現行犯準現行犯等の犯罪を認め被告人を捕縛する爲め追騷けたる場合に其追ひ詰めたる場所は通常濫りに入るべからざる所にて如何なる所にて事の急速を要

するとなれば直ぐ機入り込みて之を捕ふるとを得るなり然れども若し其時間が日の出前又は日の入り後にて追ひ詰めたる家の主人又は之に代る人が承知して入り込ましむるにあらざれば其被告人以外の者の家に入りて之を捕ふるとは能はざるなり是れ家宅の不可侵なる原則を維持せんが爲めなればなり

第一百一條 被告人ヲ逮捕スルニハ成ル可ク穩當ノ方法ヲ用フ可シ

被告人兇器ヲ持シ抗拒スル場合ニ於テ已ムコトヲ得ス劍銃等ヲ用ユルモ決シテ自衛ノ區域ヲ踰ユ可カラス

凡て被告人を捕へるには出來得る丈穩かなる仕方に依り止むを得ざる時にあらざれば腕力等を用うべからず又被告人が切れ物を持ちて手向する時には司法警察官に於ても亦刀劍鐵砲等を用ゐるとを得れども是自身の身を衛るに止むを得ざるとなれば其自身を衛る度合を踰へて用もなきに濫りに是等の物を使用して被告人を殺し傷くる等のもあるべからず

第一百一條 假豫審ノ場合ニ於テハ現場ニ在ラサル被告人ニ對シ

拘引狀ヲ發スルコトヲ得

被告人他ノ管轄地内ニ在ルトキハ其地ノ司法警察官ニ拘引狀ヲ送致シ其執行ヲ囑託ス可シ

若シ其事件急速ヲ要スルトキハ巡查、憲兵上等兵ヲシテ拘引狀ヲ帶行セシメ又ハ電報ヲ以テ逮捕ノ處分ヲ囑託スルコトヲ得其囑託ヲ受ケタル司法警察官ハ其名ヲ以テ拘引狀ヲ發ス可シ

假豫審は元現行犯準現行犯等被告人を捕縛し得べき犯罪の場合に限りてなすものなれば其犯罪の現場にあらざる被告人に對しても特別に拘引狀即ち強ひても連れ來るべき命令を發するとを得るなり元來司法警察官は拘引狀等を發し得べき者にはあらざれども此場合に若し被告人あるならば捕縛し得る者なれば夫と同一方法なる拘引狀をも發するとを得るなり而して其被告人が他の管轄の地内に在る時には其所在を管轄する司法警察官に其拘引狀を送りて其實行を依頼すべきものなり

是れ官吏の職務を行ふには總て一定の區劃ありて明りに職權を侵害す可からざるが故なり又若し其事柄が急ぎなる時は巡查憲兵上等兵に其拘引狀を持ち往かしめ又は電報にて被告人の捕縛方を依頼するを得るなり而して此場合に於て其頼みを受けたる被告人所在地の司法警察官は一定の方式ある令狀にも非ざる電報を以て之を逮捕せんと固より能はざる所なるを以て更らに自身の名を以て拘引狀を發して之を行はしむべきものなり

第一百三條 拘引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ護送途中及び引致シタル時ヨリ四十八時間内ハ留置場ニ入レ置クコトヲ得

前條の規定に従ひ拘引狀に依りて執行を受けたる被告人にして若し他管内に在るときは其引致し來る護送途中に於て各留置場に留置せらるゝこと四十八時間以内に在るべく又其引致し來りたる時より四十八時間以内に於けるなれば之を其留置場に入れ置くを得べく然れども若し其時間以外に渡るときは之を放免せざるべからず本條は畢竟拘引狀の効力に關する期限を定めたるものにして以て無制限に之を留置するを許さざるなり

第一百四條 拘引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ釋放ノ場合ヲ除ク外前條ノ期限内ニ檢事局ニ送致スルノ手續ヲナス可シ  
拘引狀ナクシテ被告人ヲ逮捕シタル場合ニ於テモ亦同シ

前條に規定せる拘引狀を以て引渡し來りたる被告人は其犯罪のなきと分明して之を釋らし歸らしむる場合を除く外前條の期限即ち四十八時間内に檢事局へ送る手續を爲さざるべからず假令拘引狀に依らざる被告人を捕へたる場合即ち現行犯人を犯罪の現場に於て捕へたる場合に於ても之を放免せざる時は亦四十八時間内に檢事局へ送る手續をなすべきものなり何となれば是れ古語にも謂はゆる罪の疑はしきは罰せざるを可とすとの意に基くものにして其罪なきに當り明りに之を留置す可からざるも一度犯罪の嫌疑ある以上は其留置は固より止むを得ざるに出づれども亦無制限に之を留置す可からざればなり

第一百五條 常人ニ於テ現行犯、準現行犯ノ被告人ヲ逮捕シ之ヲ引渡サントスルトキハ成ク可ク其便宜ヲ計リ速ニ之ヲ受取ル

可シ

司法警察官又は憲兵巡査にあらざる通常人にも刑事訴訟法第六十條に基き現行犯準現行犯は之を捕へ得べき者なれば若し是等の者被告人を捕へて司法警察官に之を引渡さんとする時は出來得る丈都合して速かに之を受取り以て其勞を省略せしめざるべからず

第六六條 現行犯、準現行犯ニ付キ巡査、憲兵上等兵又ハ常人ヨリ被告人ヲ受取りタルトキハ逮捕ノ事由及ヒ申告ノ趣旨ニ付キ調書ヲ作ル可シ

逮捕ヲ爲シタル者ヨリ手續書ヲ差出シタルトキハ其相違ナキヤ否ヤヲ取調ヘ之ヲ調書ニ添ヘ置ク可シ

現行犯準現行犯等に依り捕へられたる被告人を巡査憲兵上等兵又は通常人より受取りたる時は其之を捕へたる理由及び其申立の趣きを調書に作るべきものなり是れ所謂罪を斷するの一材料なればなり而して其之を捕へたる者より其始末の手續

書を出したる時には果して其手續書の通りなるや否やを取調べて之を其調書に添へ置くべきものなり而して其逮捕を爲したる者に告訴告發を爲さしむべきは蓋し言を待たざるなり

第六七條 拘引狀ニハ被告事件、被告人ノ氏名、職業、住所及ヒ年月日時ヲ記載ス可シ其氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格等ヲ明示ス可シ

本條は拘引狀の作り方を記載したるものにして刑事訴訟法第七十六條に其源を酌むものなり即ち拘引狀には必らず其被告せらるゝ犯罪事件の名即ち如何なる事件の爲めに呼出さるゝかを之に知らしめんが爲め其被告人の姓名職業及び住所を記載するは其人違なきとを證せんが爲めなり而して其拘引狀を作りたる年月日時を記載すべき所以のものは其執行の時日時効の記算點を明かにするに在り若し其被告人の姓名の分らざる時には其顔形體つき等を記して人違ひ等のなき様にせらるべからず

第六八條 拘引狀ハ巡査、憲兵上等兵ヲシテ之ヲ執行セシム可



本條は拘引狀の執行を爲すべき者を規定したるものにして即ち拘引狀は巡査憲兵上等兵をして其執行を掌り被告人を引渡さしむるものなり是れ若し其執行を拒むに當ては巡査憲兵上等兵の他に公力を以て執行するを得ざればなり

第五章 被告人訊問

本章は被告人を取調べ訊問する所の手續方法等を規定したるものなり

第百九條 假豫審ニ於テハ取證ノ機ヲ失セス且被告人ノ利益ヲ損セサル爲メ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證、搜索、物件差押及ヒ證人訊問ニ付キ急速ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス  
假豫審に於ては犯罪事實を證明すべき事柄物件等總て證憑等となるべきものを取り集めるに時を愆まらず其上只罪となるべき證憑のみを集めずして又被告人の利益となる事柄をも集めざるべからず故に先づ最初に取敢へず被告人の取調べを爲して之を訊問すべきものなり然れども實地臨檢搜索物件の差押及び證人を取調べる爲めに至急を要して被告人を訊問する暇なき時は此限にあらざるなり

第百十條 被告人ニハ先ツ左ノ事項ヲ訊問ス可シ

- 一 氏名、年齢、身分、職業、住所、出生ノ地
- 二 有位又ハ帶動者ナルヤ否
- 三 前科ノ有無若シ前科アルトキハ其罪名、刑名、裁判言渡ヲ爲シタル廳名及其年月日

被告人を取調べるには人違ひ等のなき爲めに一番最初に左の事柄に就て尋ねべきものなり

- 一 被告人の姓名、年齢、身分、職業、住所、及び其生れたる所
- 二 位を有する者なるや否又は勳等を有する者なるや否是等は若し位階勳等のある者なれば其取扱も亦通常人に異なるものにして上奏を経る等の手續に従はざるべからざるが故に先づ之を取調べるなり
- 三 曾て刑に處せられたるもの有るか無きか若し有る者なれば其罪の名即ち竊盜詐欺取財等及刑名即重禁錮何年とか輕懲役何年とか云ふが如きも其他其裁判言渡を爲したる裁判所は何處なるや而して其言渡を爲したる年月日は何時なりや等畢

竟是等は再犯に係るときは其刑を重くすべき等の必要あればなり

第百十一條 被告人ヲ訊問スルニハ穩和ヲ旨トシ且其年齡、身分、性質等ヲ斟酌シ一樣ノ訊問ヲ爲ス可カラス

被告人を取調ぶるには穩かに爲すを主旨とすべく其年の多少身分及被告人の生れ付き氣質等を加減して或は極めて穩かにし又は少しく嚴しくする等手加減を爲し被告人をして怖れて心にも無きとを謂ひ又は悔りて有る事を隠くすが如きとき様人を見分けて如何なる人にも必らず一樣にすべからざるなり是れ尤も注意すべきの點なり

第百十二條 訊問ヲ爲スニハ平易ノ語ヲ用ヒ濫ニ法律ノ成語等ヲ用フ可カラス又簡明ヲ旨トシ勉メテ疑似ニ涉ルコトヲ避ク可シ

取調べを爲すに當りては分り易き言葉を用ぬ濫りに法律上の語等を用う可からず又極めて手短かに明かなるを肝要とし曖昧な言葉を遣ひ等を用す可からざるは第八十七條の證人を取調ぶる時と同様になすべく以て事實の眞想を探るべきなり

第百十三條 被告人ニハ自由ニ發言セシム可シト雖モ餘事ニ涉ラシメサルコトヲ注意ス可シ

被告人には自分の思ふ儘を言はしむべきものなれども成る可く關係なき外の事に渡らざる機氣を付けべきものなり是れ證人に關して規定せる第八十八條と全く同一の趣旨なりとす

第百十四條 訊問ハ一事項毎ニ其端ヲ更メ成ル可ク同時ニ數事項ヲ訊問ス可カラス數罪俱發ノ場合ニ於テハ成ル可ク一罪ノ訊問ヲ終リタル後他罪ニ及フ可シ

被告人を取調ぶるには一の事毎に結局即ち極まりを付けて一時に色々の事に渡るとを尋ねべからず然らざれば其事柄の途切るる爲めに其關係を失ひ事實の連續せざるが爲めに却て之を忘れる等の事ありて其關係錯雜し事實の眞想を得るに難ければなり殊に刑法に謂へる數罪俱發即ち幾個もある罪の一時に露見したる場合等に於ては先づ一つの罪を取調べ終りて其事實を明らかにし更に進んで段々其他の

罪を取調べ一ついつい片付けて之を尋ねざるべからず

第百十五條 數人共犯ノ場合ニ於テハ成ル可ク各別ニ訊問シ其通謀ヲ防ク可シ且輒ク事實ヲ得可シト思料スル者ヨリ訊問ヲ爲ス可シ

二人以上の者が一所に罪を犯したる時の取調べをなすには成る可く一人一人之を訊問して互に其打合せ等を爲すを防がざるべからず然らざれば兇惡の徒は往々身振り若くは言語等を以て互に調子を合せ以て事實を隠くす等の事あるべければなり其上之が取調べに掛るには一番容易に其事柄を知り得らるゝと考へたる者假令は竊盜等にて罪を犯す度数少くして未だ膽力の定まらず直ちに白狀すべき見込のある者より取調べべきものなり是れ罪を犯し訊問等に馴れたる者は動もすれば言を左右し容易に白狀せざるが通例なれども既に其犯罪の概畧を他の者より聞かれたる時は終には止むを得ずして其事實を申立つるに至る者なればなり

第百十六條 證憑物件ハ時機ヲ料リ之ヲ被告人ニ示シ其辯解ヲ爲サシム

證憑物件に就て取調べを爲すには時を見計らひ之を被告人に見せて夫に付き言譯けを爲さしむべし是等は最初より見せ又は時を見計らはざる時は夫に就き色々言拔を爲すべき事を考へて訊問する者を甘く詐わる等のあるべければなり然れども往々其證憑物件を之に示すときは其辯解に苦しみ終に犯罪事實を白狀するに至るは實際に見る所なり

第百十七條 事實發見ノ爲必要ナル場合ニアラサレハ被告人ヲシテ他ノ被告人又ハ證人ト對質セシム可カラス

凡て被告人を同席にて取調ぶるときは前にも述べたるが如く往々通謀を爲すの弊あるが故に特に事實を見出すに必要な時にあらざれば被告人を其連類なる被告人又は證人等と相逢はしめ又は之をして對決等爲すべからず是總て被告人には其犯罪に就ての取調べが如何なる所まで進み居る等の事を知らし色々其言ひ譯けを考ふるをなからしめ事實の有の儘を述べしむるを必要とすればなり

第百十八條 第九十二條ハ被告人訊問ニ付テモ亦之ヲ適用ス可シ

本則第九十二條の證人取調べに就ての規定は被告人を訊問するに付ても亦之を適用すべきものなり即ち被告人にして聾なるか又は啞なる時其訊問方法に關して其精しきとは同條に説きたるを以て茲に之を省略す

第一百十九條 被告人ノ舉動ハ事實發見ノ端緒トナルコトアルニ因リ其言語、氣色等ニ注意スヘシ

被告人の舉動即ち立居振舞俗に所謂そぶりは眞の事柄を見出す小口となることを以て其言葉顔色等に至るまで細かに氣を付けて見ざるべからず是總て人は自身に罪あるとを知る時は自然に顔色を青くし又は物言ひの振るへる等のとあるは通例なればなり

第一百二十條 被告人ノ白狀アリト雖モ一概ニ眞實ト做ス可カラズ其白狀ニ適應スル證據ノ有無ヲ取調フルコトニ注意ス可シ  
假令被告人自身に白狀したりき雖も一概に夫を以て眞の事なりと見るべからず往々重き罪を蔽はんが爲めに輕き罪を白狀し又は人の罪を免がれしめんが爲めに白狀すると等あるが故に必らず其白狀に當てはまる證據の有る無しを取調ぶることに

氣を付けざるべからず否らざれば後日反對の陳述を爲すに當りて其他の證なきに於ては如何ともする能はざればなり

第一百二十一條 訊問ニ付テハ即時ニ其調書ヲ作り問答ノ始末及ヒ被告人ノ舉動等遺漏ナク記載ス可シ

第九十三條ノ手續ハ被告人訊問調書ニ付テモ亦之ヲ適用ス可シ

被告人の訊問に就ては直ぐ様其場に於て其調書を作り之に尋ね問ひたる事及被告人の其間に答へたる事の始終より其時の被告人のそぶり等に至るまで一切漏れなく之を記載すべし是れ後日公判若くは上訴ありたる時の判決の基本たるものなればなり

本則第九十三條の訊問に關する規定は本條の被告人訊問の場合にも亦之を適用すべきものなり其精しきとは既に同條に説きたるを以て茲に之を略す

## 司法警察官執務心得通解終